

第2部 基本計画

第1章 安心して子育てできる環境づくり

(1) 保育サービス等の充実

基本方針

少子化が進み子どもの数は少なくなっていますが、核家族化の進行や、昨今の経済状況の悪化等に伴う共働き世帯の増加、ひとり親家庭の増加等により、通常保育をはじめとした保育サービスや各種子育て支援サービスの利用は増大しています。また、保護者の就労形態や就労時間等もさらに多様化しており、必要とされるサービスのあり方も多様化してきています。

このような状況を踏まえ、本市では、通常保育や学童保育の定員増や保育施設整備等による保育サービスの充実を図るとともに、ファミリー・サポート・センター事業やエンゼル支援訪問事業等の各種子育て支援サービスの充実に努めてきました。

ニーズ調査結果によると、就学前児童保護者の過半数は、保育サービスや子育て支援サービスが利用しやすいと感じており、保育サービス等については利用者から一定の評価を得ているものと考えられます。

ただし、一方では、子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ事業）等の利用が少ないサービスもあり、これらのサービスについては、利用しやすい体制づくりや、広報等による利用促進を図る必要があります。

ニーズ調査結果によると、就学前児童保護者の約4割の母親が働いていませんが、そのうちの約3割がすぐにでも、もしくは1年以内の就労を希望するなど、保育サービス・子育て支援サービスに関する潜在的なニーズは少なくなく、今後もサービス利用の増大が見込まれます。また、量的整備だけでなく、質の確保についてもさらなる充実が求められています。

このため、子どもの幸せを第一に考えつつ、保護者のニーズの増大・多様化に対応できるよう、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえながら、保育・子育て支援サービスについてより一層の充実を図ります。

施策の方向

① 保育サービスの充実

- 延長保育や夜間保育、休日保育等、多様な保育ニーズに対応した保育サービスの充実を図ります。
- よりよい保育サービスを提供するため、新たな保育所保育指針等を踏まえながら、保育環境の整備や保育士研修等を行い、保育サービスの質の向上を図ります。

《具体的施策》

◆数値目標等については、特に明示がない限り、「現状（平成21年度）」⇒「目標（平成26年度）」を表す。

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
1	通常保育事業の充実	保護者が日中就労等のために保育できない就学前の児童を認可保育所で適切に保育するため、待機児童を発生させないように、入所希望状況などに応じた受入に努めます。 ◆数値目標◆ 受入可能数：7,180人／日 ⇒ 7,450人／日	児童保育課
2	延長保育事業の充実	認可保育所において、通常保育時間外のニーズに対応するため、通常の開所時間の前後に時間を延長して保育を行っており、今後も利用状況に応じた受入体制整備に努めます。 ◆数値目標◆ 受入可能数：2,818人／日 ⇒ 3,400人／日 実施カ所数：51カ所 ⇒ 57カ所	児童保育課
3	夜間保育事業の推進	許可保育所において、夜間帯（20時～22時）のニーズに対応するため、夜間保育を実施します。 ◆数値目標◆ 受入可能数：（未実施）⇒ 30人／日以上 実施カ所数：（未実施）⇒ 1カ所以上	児童保育課
4	休日保育事業の充実	日曜日・祝日に保護者が就労等のために保育できない就学前の児童を認可保育所で受け入れており、今後も利用者の動向を踏まえた事業の展開を図ります。 ◆数値目標◆ 受入可能数：50人／日 ⇒ 60人／日 実施カ所数：3カ所 ⇒ 4カ所	児童保育課
5	認定こども園制度の活用	保育所機能と幼稚園機能を併せ持ち、地域での子育て支援も行う施設である認定こども園を活用し、多様化する教育・保育ニーズへの対応に努めます。	児童保育課
6	放課後児童健全育成事業（学童保育所事業）の充実	保護者が日中就労等のために家庭にいない小学生を、放課後等に学童保育所で預かり、適切な遊びと生活の場を提供しています。今後も、利用者の動向等を踏まえながら、未設置の校区や老朽化・狭隘化した施設等の整備を行っていきます。 ◆数値目標◆ 受入可能数：3,140人／日 ⇒ 3,580人／日 放課後児童クラブ数：50カ所 ⇒ 59カ所	学 務 課
7	第三者評価制度の充実	第三者による客観的な評価制度の実施により認可保育所における良質な保育サービスの提供に努めます。 ◆数値目標◆ 公立保育所での第三者評価実施カ所数：2カ所 ⇒ 10カ所	児童保育課
8	保育士（認可保育所）研修の実施	認可保育所において、人権教育を含めた保育士研修を実施し、保育士の資質や指導力の向上を図ります。 ◆数値目標◆ 保育士研修参加人数：3,145人 ⇒ 計画期間内延べ16,000人	幼 児 教 育 研 究 所

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
9	人権を大切にする心を育てる保育の推進	子どもの人格や個性が尊重され、豊かな人間性を育むため、久留米市保育要領等を基本に、人権を大切にする心を育てる保育を推進します。	児童保育課
10	保育所施設の整備充実	就学前児童の安全かつ適切な保育環境の充実を図るために、老朽化・狭隘化した公立保育所の整備・改修等や、民間保育所の改築等の際の支援などを行います。	児童保育課
11	園児と地域住民との交流の促進	高齢者や異年齢児間の交流を図るため、各保育所や地域の状況に応じた事業の展開を促進します。 ◆数値目標◆ 実施カ所数：29カ所 ⇒ 35カ所	児童保育課
12	民間保育所等への支援	私立の認可保育所や届出保育施設等の保育サービス充実と経営の安定化を図るため、運営費等の支援を行います。	児童保育課

② 子育て支援サービスの充実

■病児・病後児保育や子どもの一時預かり事業等の一時預かり型の子育て支援サービスについて、利用しやすいしくみづくりに取り組むとともに、利用促進を図ります。

■ファミリー・サポート・センター事業やエンゼル支援訪問事業等の利用促進を図ります。

《具体的施策》

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
13	病児・病後児保育事業の充実	病中及び病気回復期にある児童を病院等において預かる病児保育デイサービスを実施しています。今後も地域ニーズを踏まえ、必要に応じた事業展開を図るとともに、利用しやすい制度検討を行います。 ◆数値目標◆ 受入可能数：10人／日 ⇒ 15人／日 実施カ所数：2カ所 ⇒ 3カ所	児童保育課
14	子どもの一時預かり事業の充実	普段、家庭において児童を保育している保護者の病気時の対応や育児疲れ解消等を目的に、一時的に認可保育所で児童を保育しています。今後も利用者のニーズや地域バランス等を踏まえた事業展開を図ります。 ◆数値目標◆ 受入可能数：130人／日 ⇒ 213人／日 実施カ所数：26カ所 ⇒ 26カ所以上	子育て支援部
15	特定保育事業の推進	保護者のパート就労等により、家庭での保育が困難な就学前の児童に対して、週2～3日程度、または午前か午後のみ等の柔軟な保育の実施を検討します。	児童保育課

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
16	子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）の実施	就労等の都合により保護者の帰宅が常に夜間になる場合や休日勤務の場合等に、児童養護施設等で夜間に児童を預かり、夕食や入浴の世話等を行っており、利用意向がある場合に利用できるよう、今後も継続して実施していきます。 ◆数値目標◆ 受入可能数：5人／日 ⇒ 継続する 実施カ所数：1カ所 ⇒ 継続する 利用件数：0件 ⇒ 10件	児童保育課
17	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）の実施	保護者が病気になった場合等に、児童養護施設等において短期間（1週間程度）児童を預かっており、今後も利用状況に応じた受入施設の確保に努めていきます。 ◆数値目標◆ 受入可能数：10人／日 ⇒ 継続する 実施カ所数：2カ所 ⇒ 継続する 利用件数：2件 ⇒ 10件	児童保育課
18	ファミリー・サポート・センター事業の充実	子育ての支援を受けたい人で行いたい人が相互に会員となり、保育所等への送迎や外出時における子どもの一時預かりなどの子育てに関する会員間の相互援助活動を支援する「ファミリー・サポート・センター」を、必要に応じた事業展開を図るとともに、利用しやすい制度に向けた検討を行います。 ◆数値目標◆ 会員数：805人 ⇒ 1,200人 活動件数：2,496件 ⇒ 3,000件	子ども育成課
19	エンゼル支援訪問事業（エンゼル応援隊・訪問支援）の充実	出産後間もないため家事・育児が困難で、周りからの支援が十分に見込めない家庭に、ヘルパーを派遣し、保育や家事など子育ての援助を行っており、今後も利用日数など利用しやすい制度に向けた改善を図ります。また、小学校就学前の子どもがいる家庭で、子育てに不安を感じ、専門的な支援が必要な時に、保育士・保健師などが訪問し、相談に応じます。 ◆数値目標◆ エンゼル応援隊年間延べ派遣回数：636回 ⇒ 820回	児童保育課
20	催事開催時の託児サービスの実施	市が主催・共催する催事について、子育て中の保護者が参加しやすいよう、開催時間帯や曜日の設定に配慮するとともに、開催時に託児サービスを実施します。	全部局

(2) 子育て不安の軽減と児童虐待防止対策の推進

基本方針

核家族化や都市化の進行は、子育て家庭の孤立化（孤育て）や子育て力の低下、地域の子育て支援機能の低下などを招いており、このような傾向は近年さらに強まっているとの指摘があります。

ニーズ調査結果においても、多くの保護者が子育ての喜びを感じている一方で、子育てに困難を感じることもあると回答しています。また、虐待をしているのではないかと感じている人も2割程度います。子育てに悩みや心配はつきものですが、子育てに対する強い不安は児童虐待発生の危険性を高めるとともに、子どもの育ちに大きな影響を及ぼし、思春期の問題行動など長期的な問題の引き金となることも指摘されており、保護者に対する適切な支援が必要です。

このような観点から、本市では、保護者の子育て不安の軽減を図るため、地域子育て支援センターやこにちは赤ちゃん事業等の相談・支援窓口の拡充や、子育て便利マップ等のさまざまな媒体や機会を活用した子育て情報の提供に努めてきました。グループインタビュー等においては、子育て相談・支援窓口が多くあることが評価されていますが、このような相談の場につながらない家庭に対する支援や、相談窓口の利便性の向上、相談対応者の資質向上等が求められています。このため、子育てに関する相談・支援体制の充実や、子育てに関する情報提供、家庭教育への支援の充実などを図ります。

また、児童虐待は児童福祉法の改正等により社会の関心が高まるとともに、相談件数も増加しており、福岡県久留米児童相談所や市家庭子ども相談課にも併せて年間300件前後の児童虐待関連の相談が寄せられています。本市では、このような状況を鑑み、平成17年度に「久留米市要保護児童対策地域協議会」を設置し、地域の保健・医療・福祉・教育・警察等の関係機関の連携強化を図り、児童虐待防止対策の推進に努めてきました。

児童虐待の背景には、子育て不安をはじめ、家庭の経済状況や配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）などの様々な問題が複雑にからんでいることが指摘されています。今後も、子どもの人権を守ることを基本とし、児童虐待にかかわるさまざまなケースに迅速かつ適切に対応できるよう、地域協議会を中心に、関係機関との連携強化や関係者の資質向上を図り、虐待の早期発見・早期対応から、保護・支援・アフターケアに至るまでの被虐待児・保護者への一貫した支援を充実し、児童虐待の防止に努めます。

施策の方向

① 子育てに関する情報提供・相談体制の充実

- 地域バランス等を考慮しながら地域子育て支援センターなどの子育て支援拠点事業の整備に努めるとともに、保育所の地域開放を推進し、身近な地域での情報提供・相談体制づくりを進めます。

- 子育て情報誌やホームページ等の各種媒体を活用した情報提供はもとより、講演会や子育てフォーラム等の機会を活用した情報提供の充実を図ります。
- 子育て支援総合コーディネーターの配置や子育て支援団体ネットワークづくり等により、子育て支援に関連する様々な情報を一元的に集約・提供するとともに、関係団体が連携して子育てに関する問題に対処できる仕組みづくりを進めます。
- こんにちは赤ちゃん事業や子育てに関わる各種相談事業、母子保健事業等の様々な機会を活用し、子育てに関する情報提供・相談対応を行います。

《具体的施策》

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
21	地域子育て支援センター事業の充実	地域の子育て支援拠点として、子育てに関する情報提供や相談、子育てサークルの育成・支援等の各種子育て支援事業を行っており、今後も利用しやすいセンターとなるよう事業の充実を図ります。 ◆数値目標◆ 地域子育て支援センターサロンの利用者数： 38,388人 ⇒ 40,000人 実施カ所数：8カ所 ⇒ 9カ所	児童保育課
22	こんにちは赤ちゃん事業の実施	第2子以降の生後4か月までの乳児がいる家庭をスタッフが訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげます。 ◆数値目標◆ 訪問率：98% ⇒ 100%	子ども課
23	保育所の地域開放の促進	保育所に通っていない就学前児童とその保護者に対し、保育所の施設を開放し、子どもの遊び場や保護者の相談の場を提供します。 ◆数値目標◆ 年間延べ参加者数（公立）：2,514人 ⇒ 4,022人 実施カ所数：42カ所 ⇒ 51カ所	児童保育課
24	子育て支援全般の情報提供の充実	多岐にわたる子育て関連情報を効果的・効率的に情報提供できる仕組みを研究し、子育て支援サービスの利用の促進につなげるよう、子育て支援全般の情報提供の充実を図ります。 ◆数値目標◆ 主な子育て支援サービスの認知度（知らないの割合）： ・ファミリー・サポート・センター事業：39.5%（20年度）⇒ 30%以下 ・エンゼル支援訪問事業：31.7%（20年度）⇒ 20%以下 ・地域子育て支援センター事業：19.3%（20年度）⇒ 15%以下	子ども課
25	久留米市ホームページや広報紙等での子育て関連情報の提供	久留米市ホームページや広報紙での特集掲載、チラシ・パンフレット等で子育て関連情報を提供し、内容の充実に努めます。	子育て支援部健康推進課
26	子育て関連情報誌の発行	各種手続きや保育・教育関連の事業、関連施設に関する情報等を記載した子育て情報誌「くるめ 子育て便利マップ」などを発行します。 ◆数値目標◆「くるめ 子育て便利マップ」の配布数： 9,000冊 ⇒ 12,000冊	子ども課

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
27	子育てに関する講演会の開催	保護者の子育てに伴う不安や悩みを解消・軽減するために、保育・教育・医療等の専門家による講演会等を開催します。	子育て支援部
28	子育てフォーラムの開催	次世代育成支援啓発推進のためのフォーラムを市民とともに開催し、家庭をはじめ地域、企業など社会全体で子育て支援に取り組んでいける基盤作りを目指します。 ◆数値目標◆ 延べ参加者数：2,144人 ⇒ 2,300人	子ども課
29	子育て支援総合コーディネーターの配置	子育て支援総合コーディネーターを配置し、様々な子育て関連情報を一元的に把握し、利用者には的確なアドバイスを行うとともに、子育て家庭に対するサービスの利用援助等の支援を行います。	子ども課
30	子育て支援団体（サークル等）のネットワーク化の推進	多様化する市民のニーズに的確に対応するため、子育てに関係する団体（サークルやボランティアグループ等）のネットワーク化に努めます。	子ども課
31	子どもや家庭に関する相談の充実	関連部署や団体等と連携して、多様化・複雑化する子どもや家庭に関する相談に対応するとともに、家庭児童相談に携わる職員の資質の向上を図ります。	家庭子ども相談課
32	各種子育て相談の充実	保健・福祉・教育等に関する行政の窓口をはじめ、保育所や地域子育て支援センター、子育て交流プラザ「くるるん」等の関係機関において、電話や窓口等で子育ての相談に対応します。	子育て支援部
33	母子保健事業を活用した子育てに関する情報提供・相談	母子健康手帳交付時や乳幼児健診などの母子保健事業の機会を活用し、子育てに関する情報提供や相談対応を行います。	健康推進課
再掲 19	エンゼル支援訪問事業（エンゼル応援隊・訪問支援）の実施	出産後間もないため家事・育児が困難で、周りからの支援が十分に見込めない家庭に、ヘルパーを派遣し、保育や家事など子育ての援助を行っており、今後も利用日数など利用しやすい制度に向けた改善を図ります。また、小学校就学前の子どもがいる家庭で、子育てに不安を感じ、専門的な支援が必要な時に、保育士・保健師などが訪問し、相談に応じます。	児童保育課

② 家庭教育への支援の充実

- 子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報を提供します。
- 各種講座等の開催にあたっては、男女がともに取り組む子育てなどの視点を踏まえるとともに、男女がともに学べる企画づくりや参加しやすい日時設定等に配慮します。

《具体的施策》

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
34	各種子育て教室の開催	主に乳幼児の保護者を対象に、子育てに関する教室・講座を開催し、子育て不安の軽減と仲間づくりを支援します。なお、開催にあたっては、男女がともに子育てに取り組むなどの視点を踏まえていきます。	子育て支援部 健康推進課
35	ブックスタート事業の実施	生後4か月の赤ちゃんとその保護者を対象に、読書を介した親子のふれあい促進を図るため、本の読み聞かせに関する講座を実施します。また、保護者間の交流や育児相談の時間を設け、子育て不安の解消などに努めます。 ◆数値目標◆ ブックスタート事業への参加率：51.5% ⇒ 58%以上	中央図書館
36	各種家庭教育学級の開催	学校や地域のコミュニティセンター等の関係機関との連携のもと、主に小・中学生の保護者を対象に、家庭教育に関する講座や講演会を開催します。なお、開催にあたっては、男女がともに子育てに取り組むなどの視点を踏まえていきます。	生涯学習推進課 青少年育成課
37	家庭教育に関する情報提供及び支援	子どもの成長に応じた啓発冊子等により家庭教育に関する情報を提供します。また、地域の青少年育成団体などが実施する家庭教育の啓発に関する講演会などへの支援を行います。	幼児教育研究所 青少年育成課

③ 児童虐待防止対策の推進

- 児童虐待に対する市民の関心を高め、その防止・早期発見につなげるため、児童虐待防止法の周知等の啓発を行います。
- 児童虐待の発生予防から早期発見、発見後の被虐待児及び保護者に対する支援等、児童虐待に対する総合的な対応を図るため、「久留米市要保護児童対策地域協議会」を中心に、児童虐待防止ネットワークの充実や関係者の資質向上を図ります。
- 児童虐待や子育て不安に関する相談事業を行うとともに、庁内の保健・福祉・保育・教育等の関連部局間の連携を強化し、虐待の早期発見・対応を図ります。
- 子どもの目の前で配偶者等への暴力（ドメスティック・バイオレンス）が行われる等、子どもへの被害が間接的なものについても児童虐待に含まれることから、DV（ドメスティック・バイオレンス）被害者からの相談への対応や一時保護などの支援を行います。
- 虐待を受けた子どもに対する支援に努めます。

《具体的施策》

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
38	児童虐待防止に関する啓発	市広報紙やパンフレットなどの様々な媒体を活用して児童虐待防止法等に関する情報を提供し、市民の児童虐待防止に対する関心を喚起します。 ◆数値目標◆ 通告義務の認知度：－％ ⇒ 50%以上 通告窓口の認知度：－％ ⇒ 50%以上	家庭子ども相談課
39	児童虐待防止ネットワークの充実	虐待の早期発見から発見後のフォローまでの総合的な対応を図るため、行政をはじめ、医療・保健・福祉・教育関連団体や、警察、福岡県（久留米児童相談所）等の専門機関との連携による児童虐待防止ネットワーク（久留米市要保護児童対策地域協議会）の充実を図ります。	家庭子ども相談課
40	児童虐待防止ネットワーク関係者への研修の充実	児童相談関係職員研修などを活用し、児童虐待防止に関連する関係者への研修の充実を図ります。	家庭子ども相談課
41	民生委員・児童委員、主任児童委員による児童虐待防止対策の推進	民生委員・児童委員や主任児童委員による、児童虐待や子育てに関する地域での相談・援助活動の充実に努めます。	地域福祉課 家庭子ども相談課
42	母子保健事業を活用した虐待の早期発見・予防	乳幼児健診や訪問指導等の母子保健事業の機会を活用し、虐待の早期発見や子育て不安の軽減による虐待予防に取り組みます。	健康推進課
再掲31	子どもや家庭に関する相談の充実	関連部署や団体等と連携して、多様化・複雑化する子どもや家庭に関する相談に対応するとともに、家庭児童相談に携わる職員の資質の向上を図ります。	家庭子ども相談課
再掲32	各種子育て相談の充実	保健・福祉・教育等に関する行政の窓口をはじめ、保育所や地域子育て支援センター、子育て交流プラザ「くるるん」等の関係機関において、電話や窓口等で子育ての相談に対応します。	子育て支援部
43	緊急一時保護の実施	様々な事由により、緊急に保護する必要がある母子を一時的に保護します。	家庭子ども相談課
44	虐待を受けた子どもへの支援	暴力被害を受け、心に傷を負った子どもが、本来持っている力を取り戻すための支援を行います。	家庭子ども相談課
再掲19	エンゼル支援訪問事業（エンゼル応援隊・訪問支援）の充実	出産後間もないため家事・育児が困難で、周りからの支援が十分に見込めない家庭に、ヘルパーを派遣し、保育や家事など子育ての援助を行っており、今後も利用日数など利用しやすい制度に向けた改善を図ります。また、小学校就学前の子どもがいる家庭で、子育てに不安を感じ、専門的な支援が必要な時に、保育士・保健師などが訪問し、相談に応じます。	児童保育課
再掲22	こんにちは赤ちゃん事業の実施	第2子以降の生後4か月までの乳児がいる家庭をスタッフが訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげます。	子ども育成課

(3) 地域での交流の場づくりや子育てを支える活動の促進

基本方針

子育ての孤立化防止や不安の軽減のためには、専門的な相談・支援窓口があることも大切ですが、同じ悩みを持つ保護者同士で悩みを分かち合うことが、不安や悩みの解決のための重要な手段となっており、身近な地域での保護者同士の交流を進めることも大切です。

本市では、このような保護者同士の交流の場として、子育て交流プラザ「くるるん」や信愛つどいの広場等の整備を進めるとともに、子育てサークル等の自主活動への支援に取り組んでおり、今後も地域の関係団体等と連携して身近な地域での交流の場づくりに努めます。

また、子育ての基本は家庭にあります。全てを家庭だけで行うことはできません。地域で子育て家庭を見守り、必要に応じて支援していくことが重要であり、ニーズ調査結果によると、多くの保護者が地域の人が何らかのかたちで子育てに関わってくれることを期待しています。

このような保護者のニーズに対応するため、本市では、校区ごとに「すくすく子育て委員会」の設置を進めており、平成21年現在、29校区でサロン活動等の子育て支援の取り組みが展開されています。

今後も地域の関係団体等と連携して、すくすく子育て委員会等の地域を主体とした子育て支援活動の促進を図るとともに、市民の子育て支援意識の醸成や子育てボランティアの育成に取り組み、地域で子育てを支える環境づくりを進めます。

施策の方向

① 保護者同士の交流の促進

- 子育て交流プラザ「くるるん」や地域子育て支援センター、つどいの広場等において、保護者同士の交流を進めます。
- 子育てサークルの育成及び活動支援を行います。

《具体的施策》

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
45	つどいの広場事業の推進	主に就学前児童の保護者を対象に、地域で保護者同士が情報交換や交流ができる場を提供し、子育て不安の軽減や仲間づくりの支援を行うため、地域バランス等を考慮しながら事業展開を図っていきます。 ◆数値目標◆ 子育て交流プラザ「くるるん」利用者数：48,959人 ⇒ 54,000人 信愛つどいの広場利用者数：3,980人 ⇒ 6,300人 実施カ所数：2カ所 ⇒ 8カ所	子ども育成課

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
再掲 21	地域子育て支援センター事業の充実	地域の子育て支援拠点として、子育てに関する情報提供や相談、子育てサークルの育成・支援等の各種子育て支援事業を行っており、今後も利用しやすいセンターとなるよう事業の充実を図ります。	児童保育課
再掲 23	保育所の地域開放の促進	保育所に通っていない就学前児童とその保護者に対し、保育所の施設を開放し、子どもの遊び場や保護者の相談の場を提供します。	児童保育課
46	子育てサークルの育成・支援	各種子育て講座等を活用して子育てサークルの育成を図り、地域での子育てを支える環境づくりを進めます。また、情報や活動の場の提供、サークル同士のネットワークづくりなどの活動支援を行います。 ◆数値目標◆ 子育てサークル登録団体数：86団体 ⇒ 100団体	子ども育成課
47	子育て支援基金の活用	子育て支援基金を活用し、子育て支援グループや子育てサークルの活動に対して助成を行います。	子ども育成課
48	子どもに関する団体の育成・支援	子ども会育成会等の社会教育団体を支援し、保護者同士の交流の促進を図ります。	生涯学習推進課

② 地域の子育て支援活動の促進

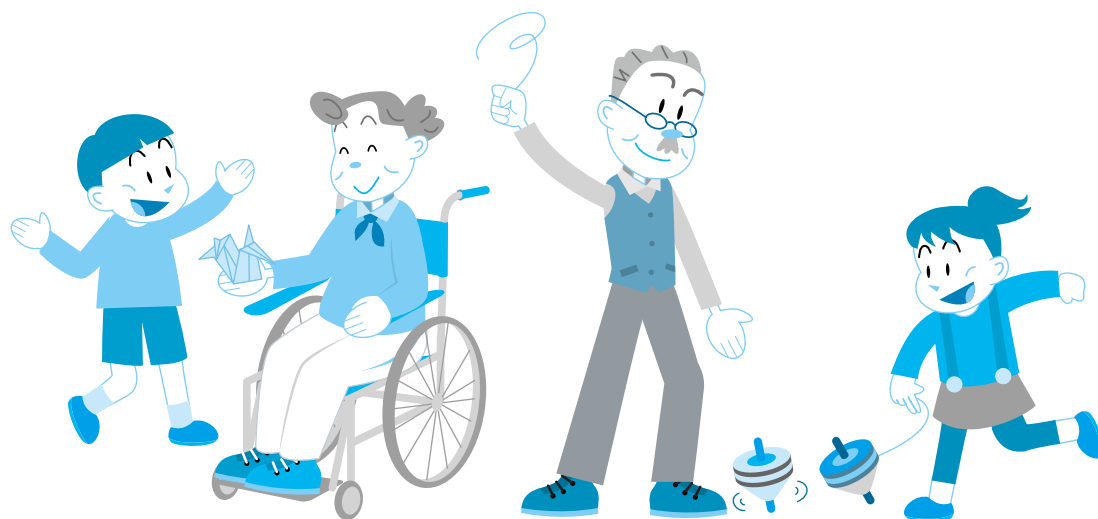
■地域における子育て支援に関する広報啓発等により、子育てに対する理解・協力意識の醸成を図ります。

■すくすく子育て委員会や、子育て支援ボランティア等の育成及び活動支援を行います。

《具体的施策》

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
49	広報紙等の活用や講演会の開催による子育て支援意識の啓発	市広報紙、啓発冊子等の活用や子育て支援に関する講演会を開催し、子育て支援意識の啓発に努めます。	子育て支援部
50	えがお子育て大賞の実施	市民が子育てに関心をもち、子育て支援の輪が広がり、地域や社会全体で子育てを支援していくために、子育て支援に取り組む施設や団体などを表彰します。	子ども育成課
51	地域子育て支援組織（すくすく子育て委員会等）の充実	小学校区において、民生委員・児童委員、主任児童委員等を中心に地域の関連団体などとの連携により、地域で子育て支援に取り組む組織（すくすく子育て委員会等）の充実を図ります。 ◆数値目標◆ 校区サロン利用者数：12,194人 ⇒ 13,000人 組織数：29か所 ⇒ 31か所	子ども育成課

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
52	子育て支援ボランティアの育成・支援	関係団体と連携して養成講座等を開催し、子育て支援ボランティアの育成を図るとともに、活動の場の提供等の活動支援を行います。また、情報交換やネットワークづくりなどを支援するため市民活動サポートセンター等での情報収集・発信等の支援を行います。 ◆数値目標◆ 子育てパートナー登録者数：81人 ⇒ 計画期間内延べ200人	市民活動 振興室 子ども 育成課
再掲 47	子育て支援基金の活用	子育て支援基金を活用し、子育て支援グループや子育てサークルの活動に対して助成を行います。	子ども 育成課
53	多世代交流コミュニティづくり事業の実施	ほっとステーション・マリア（一番街プラザ）を中心に、中心市街地における子育て支援策の調査研究およびモデル事業を実施します。	まちなか 再生室



(4) きめ細かな配慮を必要とする子育て家庭への支援

基本方針

近年の離婚の増加に伴い、母子家庭や父子家庭などのひとり親家庭が急増しています。母子家庭は、就労や経済面で困難を抱える家庭が多く、子育てを含む家庭生活への支援や就業支援等の総合的な自立支援対策の推進が必要です。一方、父子家庭では、家事と仕事の両立等の生活面での問題や相談相手がいないなどの問題を抱える家庭が多く、日常生活面での支援や利用できるサービス等についての情報提供や相談が必要とされています。

本市では、このようなひとり親家庭の抱える課題を考慮し、各種手当の支給や医療費の助成等の経済的支援の充実を図ったほか、母子家庭の母に対する高等技能訓練促進費の拡充など、自立支援の取り組みを進めています。

また、障害のある子もない子と同じ地域でともに育つことができる環境づくりも子育て支援策として重要な課題です。本市では、平成18年度に「久留米市障害者計画・障害福祉計画」を策定し、障害のある子どもやその保護者に対する支援の充実に努めてきましたが、近年、発達障害に関する相談等が増加しており、相談施設等の整備も含めた支援事業の拡充が求められています。

このような状況を踏まえ、ひとり親家庭や障害のある子どもを持つ家庭などに対する支援の充実を図ります。

このほかにも、きめ細かな配慮を必要とする子どもや家庭への支援として、児童養護施設や里親制度など社会的養護を必要とする子どもに対する理解促進など支援体制構築に向けた環境づくりに取り組むとともに、双子・三つ子などの多胎児のいる家庭への支援に努めます。

施策の方向

① ひとり親家庭の自立支援の推進

- ひとり親家庭の子育てや生活全般に関わる相談・情報提供の充実を図ります。
- ひとり親家庭の自立を支援するため、生活支援や経済的支援、就労支援の充実を図ります。

《具体的施策》

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
54	母子・父子家庭等の相談の実施	母子自立支援員等により、母子家庭や父子家庭等の自立に必要な助言・指導や相談対応を行います。	家庭子ども相談課
55	雇用奨励金制度の活用	母子家庭の母親等の就労を支援するため、母子家庭の母親等を雇い入れた事業主に対して、奨励金を支給します。	労政課

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
56	母子家庭への就労支援	母子自立支援員により、母子家庭等就業・自立支援センター等と連携しながら、就労のための情報提供などを行います。 ◆数値目標◆ 就業・自立支援センターにおける就職率：87.7% ⇒ 90%以上	家庭子ども相談課
57	高等技能訓練促進費事業の実施	母子家庭の母の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、高等技能訓練促進費を支給します。 ◆数値目標◆ 受給者の就職率：83% ⇒ 90%以上	家庭子ども相談課
58	自立支援教育訓練給付金事業の実施	母子家庭の母が自主的に行う職業能力の開発を推進するため、市における職業相談を通じて、市が指定した職業能力の開発のための講座を受講し職業能力の開発を行う者に対して教育訓練終了後、給付金を支給します。	家庭子ども相談課
59	母子自立支援プログラム策定事業	児童扶養手当受給者を対象に母子自立支援プログラム策定員がハローワークと連携し、就労支援を行います。 ◆数値目標◆ プログラム策定対象者の就職率：37.5% ⇒ 90%以上	家庭子ども相談課
60	単親家庭家事援助の実施	ひとり親家庭の生活の安定を図るため、義務教育終了前の児童を養育するひとり親家庭に対して、炊事・洗濯・掃除などを行う家事援助者を派遣します。	家庭子ども相談課
61	母子世帯の市営住宅への優先入居	住居に困っている母子世帯に対し、専用の募集枠を設け、市営住宅の提供を行います。	住宅課
62	母子生活支援施設の運営	母子生活支援施設において、母子家庭の母親と児童とともに保護し、生活、教育、就職等の自立に向けた支援を行います。	家庭子ども相談課
63	児童扶養手当の支給	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童等を養育している母子家庭の母親等に手当を支給します。	家庭子ども相談課
64	ひとり親家庭等医療費の助成	母子家庭、父子家庭の親及び児童、父母のない児童に対して医療費の一部を助成します。	医療・年金課
65	母子寡婦福祉資金の貸付	母子家庭・寡婦家庭に対して、技能習得や就職支度に関する資金をはじめとする12種類の各種資金貸付を行います。	家庭子ども相談課
66	ファミリー・サポート・センター利用料助成事業	ひとり親家庭の就労支援、育児負担の軽減のためファミリー・サポート・センター利用料の一部を助成します。 ◆数値目標◆ 助成利用者数：2人 ⇒ 20人	家庭子ども相談課
67	母子寡婦福祉団体の育成・支援	母子寡婦福祉会などの母子寡婦福祉の推進に重要な役割を果たしている福祉団体の育成を図り、母子寡婦の福祉向上をめざした活動を支援します。	家庭子ども相談課

② 障害のある子どもと保護者への支援

- 「久留米市障害者計画・障害福祉計画」に基づく、総合的・計画的な施策の推進を図り、障害のある子どもと保護者などへの支援を行います。
- 障害の原因となる疾病等の早期発見・早期療育体制、及び障害のある子どもの保育や教育に関する相談体制の充実を図ります。
- 障害のある子どもに対する保育・教育内容の充実を図ります。
- LD（学習障害）やADHD（注意欠陥・多動性障害）などの発達障害の子どもに対し、適切な支援を行います。

《具体的施策》

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
68	障害児に対する一貫した支援の推進	医療・福祉・教育等の関連分野が連携し、障害の早期発見からその後の就学、就労に至るまでの支援のあり方などについての検討を行い、一貫した支援を行うための機能についての整備を図ります。	障害者福祉課
69	発達支援事業の充実	発達の遅れや障害のある乳幼児の発達を支援するため、幼児教育研究所において相談・療育・訓練に関する各種事業の充実を図ります。 ◆数値目標◆ 相談者数（専門相談）：500人 ⇒ 800人 訓練利用者数：4,444人 ⇒ 5,800人	幼児教育研究所
70	乳幼児発達相談診査事業の実施	心身の発達が正常範囲にない児童又は出生等の状況から心身の正常な発達に関して諸問題を有しており、将来、精神・運動発達面等において障害を招来する恐れのある児童に対し、小児科医師等による発育・発達の診察・指導を行います。	健康推進課
71	障害児保育の推進	集団保育が可能な障害児の受入を行う保育所に対して、保育士を加配することにより、障害児の処遇の向上を図ります。	児童保育課
72	就学相談の充実	障害のある児童生徒の適正な就学のために、医療・福祉・心理・学校教育分野の専門委員の意見をもとに保護者への就学相談などを行います。 ◆数値目標◆ 全児童生徒における就学相談会への参加率： 3% ⇒ 3%以上	学校教育課
73	特別支援学級の設置	小・中学校に特別支援学級を設置し、障害の程度が比較的軽い児童生徒を対象に、少人数の学級編成により障害に応じた教育を行います。	学校教育課
74	小・中学校特別支援教育支援員の活用	通常の学級に在籍する教育上特別の支援を必要とする児童生徒を対象に特別支援教育支援員を配置することにより、学習活動や移動介助等への支援を行います。	学校教育課

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
75	通級指導教室の充実	言語や行動面などに課題のある子どもに対して、週に1回程度個別指導を行い、発達を支援します。	学校教育課
76	特別支援学校の運営	障害が比較的重い児童生徒を対象に、特別支援学校において障害に応じた教育を行います。	学校教育課
77	特別支援学校週5日制推進事業の実施	学校の土曜休業日に特別支援学校に通う児童生徒を対象に、各種レクリエーション・体験活動を行います。	学校教育課
78	障害児教育進路指導事業の実施	久留米養護学校高等部の生徒を対象に、進路指導の一環として、校内・外で実習を行います。 ◆数値目標◆ 卒業後一般就労した生徒の割合：0% ⇒ 20%以上	学校教育課
79	障害児タイムケア事業の実施	障害のある中・高生等を、デイサービス事業所・学校の特別支援学級の教室等において、放課後や長期休暇中に預かり、社会に適応する日常的訓練等を行います。	障害者福祉課
80	発達障害についての情報提供と啓発	広報紙やチラシ・パンフレットなどの媒体や各種相談事業、講演会などを通じて、発達障害に関する情報を提供し、発達障害に対する理解促進を図ります。 ◆数値目標◆ 発達障害の認知度（市民意識調査）：44.9% ⇒ 50%以上	障害者福祉課
81	LD（学習障害）やADHD（注意欠陥・多動性障害）等への対応	教育相談、スクールカウンセラー等により、LDやADHD等の発達障害のある子どもに関する相談や支援を行います。	学校教育課
82	発達障害早期総合支援事業の実施	発達障害のある幼児児童に自立し社会参加するための基礎となる資質や能力を育成するため、本市の関係機関が有する支援資源についての情報の共有や関係機関の有機的な連携推進による相談・支援体制を構築し、早期からの一貫した効果的・総合的な支援の在り方について究明します。	学校教育課
83	ショートステイ、デイサービス等の実施	在宅で生活する心身障害児（者）を対象に、家事援助者の派遣やショートステイ、デイサービス等による生活支援を行います。	障害者福祉課
84	重度身体障害児日常生活用具の給付	重度の身体障害児に対して、日常生活を容易にするため、浴槽や便器などの日常生活用具を給付します。	障害者福祉課
85	身体障害児の補装具費支給	身体障害児に対して補装具の交付及び修理を行います。	障害者福祉課
86	福祉タクシー料金の一部助成	重度の心身障害児（者）に対して、タクシーの基本料金を助成します。	障害者福祉課
87	特別児童扶養手当の支給	20歳未満の心身障害児（者）の保護者に対して、手当を支給します。	家庭子ども相談課

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
88	障害児福祉手当の支給	日常生活において、常時、特別の介護を要する在宅の重度障害児に対し、手当を支給します。	障害者福祉課
89	重度障害児（者）医療費の助成	小学校就学後の障害児（者）に対して、医療費の一部を助成します。	医療・年金課
90	特殊教育就学奨励費の支給	特殊教育諸学校または特殊学級へ就学する児童生徒の保護者に対して、就学のために必要な経費の一部を補助します。	学校保健課
91	心身障害者扶養共済制度への加入支援	県の心身障害者扶養共済制度（保護者死亡後の心身障害者に終身年金を支給）の掛け金の納付が困難な場合に所得に応じて支援します。	障害者福祉課
92	障害者自立支援事業の実施	心身に障害がある児童生徒などの機能回復のため、発達援助法である心理リハビリテーションを実施します。	障害者福祉課
93	学校訪問看護支援事業の実施	医療的ケアが必要な児童生徒に対し、学校において保護者が訪問看護制度を利用する場合の支援を行います。	学校教育課
94	久留米養護学校における医療的ケア対応事業の実施	久留米養護学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒に対し、看護師を配置することにより、給食時の経管栄養への対応など子どもの状況に的確に対応できる安全な教育環境の整備を図ります。	学校教育課
95	病棟保育事業の実施	入院中の就学前の児童を対象に、ボランティアで病棟保育・訪問保育事業を実施している団体への助成を行います。	児童保育課
96	身体障害児及び慢性疾患児に対するトータルケア事業の実施	身体に障害がある児童及び疾病により長期にわたり療養を必要とする児童を対象に療育指導・相談を行い、児童の健全な育成を図ります。	健康推進課
97	育成医療給付費の支給	身体に障害のある18歳未満の児童が、治療することによって障害の進行を防いだり障害の軽減が可能である場合、指定医療機関での医療の給付を行い、もって障害者福祉の向上を図ります。	健康推進課

③ その他配慮を必要とする子どもや家庭への支援

- 児童養護施設や里親のもとで育つ子どもや、虐待を受けた子どもに対する理解促進や支援に努めます。
- 双子・三つ子などの多胎児がいる家庭に対する支援に努めます。

《具体的施策》

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
98	社会的養護に関する啓発の実施	児童養護施設や里親のもとで育つ子どもについて、正しく理解してもらうための啓発を実施します。	家庭子ども相談課

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
再掲 39	児童虐待防止ネットワークの充実	虐待の早期発見から発見後のフォローまでの総合的な対応を図るため、行政をはじめ、医療・保健・福祉・教育関連団体や、警察、福岡県（久留米児童相談所）等の専門機関との連携による児童虐待防止ネットワーク（久留米市要保護児童対策地域協議会）の充実を図ります。	家庭子ども相談課
再掲 40	児童虐待防止ネットワーク関係者への研修の充実	児童相談関係職員研修などを活用し、児童虐待防止に関連する関係者への研修の充実を図ります。	家庭子ども相談課
再掲 44	虐待を受けた子どもへの支援	暴力被害を受け、心に傷を負った子どもが、本来持っている力を取り戻すための支援を行います。	家庭子ども相談課
99	多胎育児支援の実施	多胎育児を支援するための講演会を実施するとともに、支援活動を行っている自主サークルに対する活動の場の確保や市専門職による相談の実施など、自主サークルと連携して多胎育児の支援を行います。	健康推進課
再掲 19	エンゼル支援訪問事業（エンゼル応援隊・訪問支援）の充実	出産後間もないため家事・育児が困難で、周りからの支援が十分に見込めない家庭に、ヘルパーを派遣し、保育や家事など子育ての援助を行っており、今後も利用日数など利用しやすい制度に向けた改善を図ります。また、小学校就学前の子どもがいる家庭で、子育てに不安を感じ、専門的な支援が必要な時に、保育士・保健師などが訪問し、相談に応じます。 ※多胎児がいる家庭へのエンゼル応援隊（ヘルパー）の派遣については、利用限度日数等を多くしています。	児童保育課



（5）子育てと仕事の両立の推進

基本方針

働く保護者にとって子育てと仕事の両立はたいへん重要な課題であり、国も「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章、行動指針」を策定するなど、仕事と生活の調和がとれた社会の実現に向けた取り組みを推進しています。

ニーズ調査結果によると、多くの保護者が、仕事よりも子育て・家事の時間を優先したいと考えていますが、現実には仕事時間が優先になっている人が多く、特に父親の8割が仕事時間優先となっており、理想と現実の差が大きくなっています。また、父親の3割は週60時間以上の長時間労働をしているなど、父親を中心に、子育てに関わりたくても仕事の都合で難しい状況にある人が少なくなく、子どもと接する時間が少ないことや、子どもの病気時等に面倒を見てくれる人がいないことなどについて悩んでいる人が多くみられます。

このような中、本市では、両立支援モデル事業所の表彰をはじめ、就職準備セミナーや各種講演会の開催等により、事業主や労働者に対する意識啓発を図るとともに、保育サービス等の充実により、子育てと仕事の両立支援の普及・啓発に努めてきました。

しかしながら、ニーズ調査結果では、市の子育て環境として、企業や行政等による両立支援の取り組みが十分であると感じている人は15%未満と少なく、不況の長期化等により、企業を取り巻く環境も非常に厳しい状況にあります。

このような中において、今後も、国・県等と連携して、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）実現に向けた働き方の見直しや、育児休業の利用促進などについて、事業主・労働者双方の意識改革に努めるとともに、保育サービス等の充実を図り、子育てと仕事の両立を支援していきます。

施策の方向

① 子育てと仕事の両立に関する広報・啓発の推進

- 労働者、事業主、市民に対して、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）等に関する広報啓発や育児休業制度等の関係法制度に関する情報提供を行います。
- 事業主に対して、国等と連携しながら次世代育成支援対策推進法における一般事業主行動計画について周知に努めていきます。
- 男女ともに、職業優先の意識や固定的な性別役割分担意識を見直し、子育てに喜びを持って関われるように意識の啓発に努めます。

● 《具体的施策》 ●

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
100	男性の子育て意識向上のための啓発の実施	男性が参加しやすいテーマや時間帯などの工夫により、男性の子育て意識向上のための啓発などを実施します。 ◆数値目標◆ 父親・母親が同じくらい子どもの世話をやっている割合： 10.6%（20年度）⇒ 30%以上	全部局
101	仕事と家庭の両立支援モデル事業所の表彰	子育てと仕事の両立支援啓発の一環として、従業員の仕事と家庭の両立支援に取り組んでいる市内の事業所を表彰します。また、子育て支援に積極的な事業所などを広報紙などで紹介していきます。 ◆数値目標◆ 仕事と家庭の両立支援モデル事業所の表彰事業所数： 14カ所 ⇒ 23カ所	労政課
102	職業生活における仕事と子育ての両立への取り組みに向けた広報・啓発の実施	事業主などに対して、仕事と子育ての両立に関わる法律などについて広報や啓発を行うとともに、商工会議所などの経営者団体に協力を呼びかけて、働き方の見直しや育児休業の取得促進など、男女ともに仕事と子育てを両立できる職場環境づくりについての広報・啓発に努めます。 ◆数値目標◆ 育児休業制度導入事業所率 （市内の10人以上の常用労働者雇用事業所）： 67.2%（19年度）⇒ 75%以上	労政課
再掲28	子育てフォーラムの開催	次世代育成支援啓発推進のためのフォーラムを市民とともに開催し、家庭をはじめ地域、企業など社会全体で子育て支援に取り組んでいける基盤作りを目指します。	子ども課

② 子育てと仕事の両立支援

■ 出産や子育てのために退職した場合の再就職支援等を実施します。

■ 保育サービス・子育て支援サービスを充実し、働く保護者の子育てと仕事の両立支援を図ります。

● 《具体的施策》 ●

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
103	就職支援のための啓発講座の実施	出産・子育てを機に退職した方を含め、就職を希望する女性等を対象に、働くことの意義、労働関連法等の関連制度や法令等の講座を開催します。	男女平等推進センター
104	就業支援等の技術の習得・起業に関する講座の実施	出産・子育てを機に退職した方を含め、就職を希望する女性等を対象に、パソコン講座等の就職に役立つ技術の習得・向上に関する講座や、起業に関する講座等を開催します。	男女平等推進センター

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
再掲1	通常保育事業の充実	保護者が日中就労等のために保育できない就学前の児童を認可保育所で適切に保育するため、待機児童を発生させないように、入所希望状況などに応じた受入に努めます。	児童保育課
再掲2	延長保育事業の充実	認可保育所において、通常保育時間外のニーズに対応するため、通常の開所時間の前後に時間を延長して保育を行っており、今後も利用状況に応じた受入体制整備に努めます。	児童保育課
再掲3	夜間保育事業の推進	認可保育所において、夜間帯（20時～22時）のニーズに対応するため、夜間保育を実施します。	児童保育課
再掲4	休日保育事業の充実	日曜日・祝日に保護者が就労等のために保育できない就学前の児童を認可保育所で受け入れており、今後も利用者の動向を踏まえた事業の展開を図ります。	児童保育課
再掲5	認定こども園制度の活用	保育所機能と幼稚園機能を併せ持ち、地域での子育て支援も行う施設である認定こども園を活用し、多様化する教育・保育ニーズへの対応に努めます。	児童保育課
再掲6	放課後児童健全育成事業（学童保育所事業）の充実	保護者が日中就労等のために家庭にいない小学生を、放課後等に学童保育所で預かり、適切な遊びと生活の場を提供しています。今後も、利用者の動向等を踏まえながら、未設置の校区や老朽化・狭隘化した施設等の整備を行っていきます。	学 務 課
再掲13	病児・病後児保育事業の充実	病中及び病後回復期にある児童を病院等において預かる病児保育サービスを実施しています。今後も地域ニーズを踏まえ、必要に応じた事業展開を図るとともに、利用しやすい制度検討を行います。	児童保育課
再掲14	子どもの一時預かり事業の充実	普段、家庭において児童を保育している保護者の病気時の対応や育児疲れ解消等を目的に、一時的に認可保育所で児童を保育しています。今後も利用者のニーズや地域バランス等を踏まえた事業展開を図ります。	子 育 て 支 援 部
再掲15	特定保育事業の推進	保護者のパート就労等により、家庭での保育が困難な就学前の児童に対して、週2～3日程度、または午前か午後のみ等の柔軟な保育の実施を検討します。	児童保育課
再掲16	子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）の実施	就労等の都合により保護者の帰宅が常に夜間になる場合や休日勤務の場合等に、児童養護施設等で夜間に児童を預かり、夕食や入浴の世話等を行っており、利用意向がある場合に利用できるよう、今後も継続して実施していきます。	児童保育課
再掲17	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）の実施	保護者が病気になった場合等に、児童養護施設等において短期間（1週間程度）児童を預かっており、今後も利用状況に応じた受入施設の確保に努めていきます。	児童保育課
再掲18	ファミリー・サポート・センター事業の充実	子育ての支援を受けたい人で行いたい人が相互に会員となり、保育所等への送迎や外出時における子どもの一時預かりなどの子育てに関する会員間の相互援助活動を支援する「ファミリー・サポート・センター」を、必要に応じた事業展開を図るとともに、利用しやすい制度に向けた検討を行います。	子 ども 育 成 課

(6) 子育てに関わる経済的負担の軽減

基本方針

子育てに関わる経済的負担は、精神的負担、身体的負担とともに、子育て中の保護者にとって大きな課題です。

本市では、保育所利用者の経済的負担の軽減を図るため、市独自の制度として保育料の軽減措置を実施したほか、国や県の制度改正にあわせて、児童手当や幼稚園就園奨励費等の各種手当の支給や乳幼児医療費の拡充を行うなど、子育て家庭の経済的負担の軽減に努めてきました。

しかしながら、長引く不況等の影響もあり、本市においても全国的な傾向と同様に、保護者の経済的負担軽減に対する要望は強く、ニーズ調査結果によると、子育て支援として行政に期待することの第1位に「経済的支援の充実」があがっています。

このような保護者のニーズを踏まえ、今後も手当等の支給や保育料・教育費に関わる助成等を行い、子育てに関わる経済的負担の軽減に努めます。

また、経済的支援策は国の政策によるところが大きいいため、国に対しても関連施策の充実を要請していきます。

施策の方向

① 各種手当等の支給

■子育て家庭の生活支援の一環として、各種手当の支給や、医療費の助成などを行います。

《具体的施策》

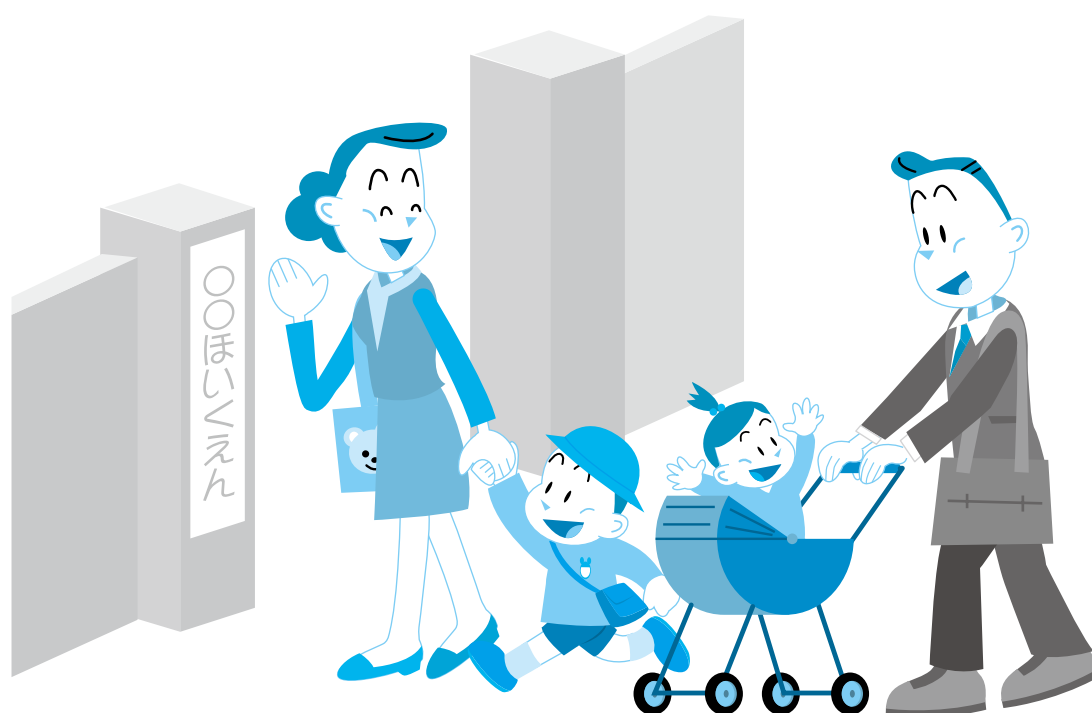
施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
105	子ども手当の支給	国の方針に従って手当を支給します。	家庭子ども相談課
106	乳幼児医療費の助成	就学前児童の保護者に対して、医療費の一部を助成します。	医療・年金課
再掲63	児童扶養手当の支給	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童等を養育している母子家庭の母親等に手当を支給します。	家庭子ども相談課
再掲64	ひとり親家庭等医療費の助成	母子家庭、父子家庭の親及び児童、父母のない児童に対して医療費の一部を助成します。	医療・年金課
再掲87	特別児童扶養手当の支給	20歳未満の心身障害児（者）の保護者に対して、手当を支給します。	家庭子ども相談課
再掲88	障害児福祉手当の支給	日常生活において、常時、特別の介護を要する在宅の重度障害児に対し、手当を支給します。	障害福祉課
再掲89	重度障害児（者）医療費の助成	小学校就学後の障害児（者）に対して、医療費の一部を助成します。	医療・年金課

② 保育料・教育費の負担軽減

■保育料の軽減や奨学金の支給等により、負担の軽減を図ります。

《具体的施策》

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
107	保育料の軽減	保育所利用者の経済的負担の軽減を図るため、国の徴収基準から軽減を行い、独自の保育料を設定します。	児童保育課
108	幼稚園就園奨励費の支給	保護者の所得に応じて、保育料を援助することで、幼稚園への就園を奨励します。	子ども育成課
109	就学援助の実施	経済的な理由で就学が困難な児童生徒に対し、学用品費等を援助します。	学校保健課
110	各種奨学金の支給	久留米市独自の奨学金制度をはじめ各種奨学金制度を活用し、経済的理由により進学や就学が困難な児童生徒の進学・就学を支援します。	学務課
再掲 65	母子寡婦福祉資金の貸付	母子家庭・寡婦家庭に対して、技能習得や就職支度に関する資金をはじめとする12種類の各種資金貸付を行います。	家庭子ども相談課
再掲 66	ファミリー・サポート・センター利用料助成事業	ひとり親家庭の就労支援、育児負担の軽減のためファミリー・サポート・センター利用料の一部を助成します。	家庭子ども相談課
再掲 90	特殊教育就学奨励費の支給	特殊教育諸学校または特殊学級へ就学する児童生徒の保護者に対して、就学のために必要な経費の一部を補助します。	学校保健課



第2章 子どもが健やかに育つ環境づくり

(1) 親子の健康づくり支援

基本方針

妊娠から出産に至るまでの母子の健康づくりは、その後の子どもの成長や親子の愛着形成に大きく影響するものです。

本市は、中核市移行に伴い、平成20年4月に保健所を設置し、保健師等の専門職の充実等、保健行政の充実を図りました。母子保健分野においても、専門職による各種相談事業等を拡充したほか、こんにちは赤ちゃん事業として、保育士資格者による乳児家庭への訪問事業を行うなど、妊娠期から乳幼児期にいたる親子の心身の健康づくり支援の充実に取り組んでいます。

ニーズ調査結果によると、就学前児童の保護者の母子保健に対する評価は比較的高く、市の子育て環境として評価の高い分野の第2位にあがっているほか、マタニティー教室や、こんにちは赤ちゃん事業、離乳食教室等については、利用者の9割以上が満足しているなど、一定の評価を得ているものと考えられます。

このような状況を踏まえ、今後も、保健所機能を十分に活用しながら、地域の関係団体等と連携して、妊娠、出産、乳幼児期を通じた親子の心と身体の健康づくりの支援や、食育の推進に努めます。

施策の方向

① 妊娠・出産に対する支援の充実

- 妊産婦に対して、健康診査や訪問指導などを行い、妊娠・出産に対する身体的・精神的側面からの支援の充実に努めます。
- 妊婦が安全・快適かつ満足できる「いいお産」を迎えられるよう、妊娠・出産に関する情報提供・相談対応や、男女がともに妊娠・出産について学べる機会の充実に努めます。
- 生涯を通じた女性の健康づくりや不妊治療に対する支援に努めます。

《具体的施策》

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
111	妊婦健康診査の実施	妊婦及び胎児の健康管理のため、妊婦を対象に健康診査を実施します。 ◆数値目標◆ 妊婦健康診査の受診率：98.2% ⇒ 100%	健康推進課

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
112	母子健康手帳の交付	妊婦・出産から育児にいたるまでの母子の健康状態を一貫して記録し、健康管理に役立てるため、妊娠届出に基づき妊婦に対して母子健康手帳を交付します。	健康推進課
113	新生児やハイリスク者に対する訪問指導の実施	新生児のいる家庭を助産師や保健師等が訪問し、子育てに関する相談や指導・助言を行います。また、ハイリスク者（18歳未満・多胎・外国人・22週以降の妊娠届出者）に対しても訪問指導を実施します。 ◆数値目標◆ 新生児訪問率：83.1% ⇒ 100%	健康推進課
114	妊娠・出産に関する各種相談の実施	妊娠・出産や子育てに対する悩み・不安について、保健師等が相談に対応します。	健康推進課
115	妊娠・出産に関する各種教室の開催	妊娠・出産や子育てに関する正しい知識を普及するため、妊婦やその家族を対象とした講座や講演会等を開催します。	健康推進課
116	不妊治療助成事業	特定不妊治療を行う者に対して、治療に要する費用の一部を助成します。	健康推進課
117	生涯を通じた女性の健康支援事業	女性が健康状態に応じて的確に自己管理を行うことができるよう健康教育や相談会を実施することで、生涯を通じた女性の健康の維持増進を図ります。	健康推進課
118	未熟児養育医療給付費	入院医療を必要とする未熟児に対し、養育に必要な医療の給付を行うことにより、乳児の健全な育成を図ります。	健康推進課
119	妊娠高血圧症候群等療養援護費	妊産婦の死亡を防ぎ、未熟児及び心身障害の発生の防止を図るため、妊娠高血圧症候群等に罹患している妊婦に対して、早期に適切な医療が受けられるよう経済的援護を行います。	健康推進課

② 乳幼児の健康づくり支援の充実

- 予防接種や乳幼児健康診査、訪問指導などにより、乳幼児の健康づくりを支援します。
- こんにちは赤ちゃん事業や各種相談事業により、乳幼児の健康づくりや子育てに関する情報提供・相談対応を行い、保護者の子育て不安の軽減に努めます。
- 家庭内での事故防止や食育等のさまざまな視点からの乳幼児の健康づくり支援に努めます。

《具体的施策》

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
120	乳幼児健康診査の実施	乳幼児の健全な発育発達を促進するため、4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳児を対象とした健康診査を行います。また、未受診者に対しては、通知を行うなど受診勧奨に努めます。 ◆数値目標◆ 乳幼児健診の受診率： 4か月児93.0%・10か月児92.2%・1歳6か月児90.5%・3歳児84.6% ⇒ 100%	健康推進課

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
121	乳幼児歯科保健事業の推進	乳幼児の虫歯予防のため、歯科保健に関する講話やフッ素塗布を行います。 ◆数値目標◆ 虫歯のない幼児（3歳）の割合：74.5% ⇒ 80%以上	健康推進課
122	予防接種の実施	ポリオや麻しん、風しん等の各種伝染病の予防のため、予防接種を行います。また、未接種者に対しては、健診時など時宜をとらえ勧奨に努めます。	健康推進課
123	乳幼児訪問指導の実施	乳幼児のいる家庭を保健師等が訪問し、子どもの健康管理や子育てに関する相談及び指導・助言を行います。また、これらを通じて、問題ケースの把握や健診・予防接種未受診者などへの対応も図ります。	健康推進課
再掲 19	エンゼル支援訪問事業（エンゼル応援隊・訪問支援）の実施	出産後間もないため家事・育児が困難で、周りからの支援が十分に見込めない家庭に、ヘルパーを派遣し、保育や家事など子育ての援助を行っており、今後も利用日数など利用しやすい制度に向けた改善を図ります。また、小学校就学前の子どもがいる家庭で、子育てに不安を感じ、専門的な支援が必要な時に、保育士・保健師などが訪問し、相談に応じます。	児童保育課
再掲 22	こんにちは赤ちゃん事業の実施	第2子以降の生後4か月までの乳児がいる家庭をスタッフが訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげます。	子ども育成課
124	乳幼児の健康づくりに関する各種相談実施や各種教室の開催	乳幼児の保護者やその家族を対象に、子どもの健康管理や発達・発育、子育てなどの母子保健に関する相談対応や母子保健に関する講座、講演会等を開催します。また、乳幼児の保護者を対象に、食生活についての指導・相談を実施します。	健康推進課
125	ホームページによる健康づくり支援	健康支援ホームページ等による健康アドバイスや健診のお知らせなど行います。	健康推進課
126	乳幼児の食育の推進	各種子育て講座等において子どもの発達段階に応じた食事づくり教育を実施するなど、食育に関する知識の普及を図ります。 ◆数値目標◆ 朝食で野菜を摂取する児童の割合： 55%（16年度）⇒ 65%以上 朝食を食べる児童の割合：90%（16年度）⇒ 95%以上	健康推進課 児童保育課
127	事故防止対策に関する情報提供	乳幼児健診や各種子育て講座の実施時、及びホームページ等において、事故防止対策等に関する情報を提供します。	健康推進課
128	小児慢性特定疾患治療研究事業の実施	慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、当該疾患の治療方法に関する研究等に資する医療の給付その他の事業を行います。	健康推進課
129	小児慢性特定疾患治療研究(ピアカウンセリング)事業の実施	小児慢性特定疾患児を養育している親等に対し、既養育者や小児医療に携わる医師、看護師等による助言・相談を行う事により、親等の不安解消、ひいては児の日常生活における健康の保持増進及び福祉の向上を図ります。	健康推進課

(2) 思春期の健康づくり支援

基本方針

子どもの健康づくりは、子ども自身が健やかで幸せな子ども時代を過ごすためだけでなく、健康な生涯を送るための基盤づくりとしても重要です。

特に、思春期の子どもについては、食生活の乱れや夜型生活等の健康や生活習慣に関する問題のほか、思春期特有の心の問題や性や喫煙・飲酒、薬物乱用等に関する問題への対応が必要です。

このため、本市では、スクールカウンセラーを全ての小・中学校へ配置し、子どもの心の問題に対する相談・支援体制の充実に努めているほか、地域の関係団体等と連携して、薬物乱用防止等に関する啓発活動等の取り組みを進めています。

今後も、思春期保健対策として、健康づくりに関する基礎的な知識や、性・薬物等の問題に関する正しい知識の普及、及び心身の悩みに関する相談・支援体制の充実に図り、思春期を中心とした子どもの心身の健康づくりを支援します。

施策の方向

① 健康教育の充実

■生涯にわたる心身の健康づくりに必要な知識や適切な生活習慣の定着を図るため、食育などの健康教育の充実を図ります。

■喫煙や飲酒、薬物乱用の有害性についての知識の普及を図ります。

■性に対する正しい知識の普及を図ります。

《具体的施策》

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
130	児童生徒の食育の推進	食生活改善推進会などの地域の関係団体と連携し、調理実習などを取り入れた食育を推進します。	健康推進課
131	食育プログラムの研究推進・食育啓発の促進	「早寝・早起き・朝ごはん」「なにがなんでも朝ごはん」を共通のスローガンに、学校と家庭が連携し取り組みを行い、子どもたちへの食育の充実や基本的な生活習慣の定着を図ります。 ◆数値目標◆ 朝食をほぼ毎日食べる小・中学生の割合： 85%（18年度）⇒ 95%以上	学校教育課
132	思春期に関する情報提供	思春期を迎える児童生徒の保護者などに対し、地域懇談会等の場を利用し、思春期に関する情報提供に努めます。	青少年育成課
133	健康教育・保健指導の充実	食事や睡眠等の基本的な生活習慣づくりや、性、喫煙・飲酒、薬物乱用の有害性等に関する教育を行います。	健康推進課

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
134	小・中学校での薬物乱用防止教育	小・中学校における保健教育の一環として、薬物乱用防止教育を行います。	学校教育課
135	薬物乱用防止に関する啓発	薬物乱用防止に関するポスターや啓発冊子を作成・配布し、薬物乱用防止について啓発を行います。また、子どもたちが集まる場等を利用し関係機関などと連携した啓発や、専任の職員が学校等に出向き講演などを実施します。さらに、街頭指導等を通じて喫煙・飲酒・薬物などについての有害性を訴えていきます。	青少年育成課

② 心身の健康づくりに関する相談・支援の充実

■子どもの心や身体の悩みに関する相談・支援体制の充実を図ります。

● 《具体的施策》 ●

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
136	心の教育の推進（小学校や特別支援学校）	臨床心理に関して専門的な知識及び経験を持つスクールカウンセラーを小学校・特別支援学校に配置することにより、生徒指導上の諸問題の解決やLD、ADHDなどの教育上特別の支援を必要とする児童への支援や保護者の不安の解消、医療機関との連携などの充実を図ります。	学校教育課
137	心の教育の推進（中学校）	臨床心理の専門的な知識及び経験を持つスクールカウンセラーによる専門的な立場からのアドバイスや教師や保護者の相談、スクールソーシャルワーカーの活用による関係機関との連携強化により、様々な悩みを抱える生徒が相談できる環境を整え、健全な心の育成を図ります。また、校内適応指導教室助手を配置することにより、不登校生徒などに対する支援を行います。	学校教育課
138	心の教育推進事業の実施（市立高校）	臨床心理に関して専門的な知識及び経験を持つスクールカウンセラーを市立高校に配置することにより、様々な悩みを抱える生徒や保護者が相談できる環境を整え、健全な心の育成を図ります。	学校教育課
139	児童生徒の健康診断の実施	学校において、児童生徒の健康診断を定期的実施し、健康管理を行います。また、生活習慣病の防止や成長に関する悩みなどについて、適切な保健指導に努めます。	学校保健課
140	ヤングテレホン相談の実施	青少年の悩みや、保護者からの子どもの非行や問題行動等に関する電話相談に対応します。	青少年育成課

(3) 小児医療の充実

基本方針

安心して子どもを生み、育てるためには、子どもの急病や事故に適切に対応できる医療体制が必要です。

ニーズ調査結果によると、本市で子育てをしたいと思う理由として、医療機関が多いことをあげる人が多く、保護者の7割が救急医療等の小児医療体制が充実していることを評価しています。

また、今後の施策要望においても、小児医療体制の充実は上位に位置していることから、今後も、医師会等の関係機関との連携により、救急医療をはじめとした小児医療の継続・安定した体制の確保に努めます。

施策の方向

① 小児医療体制の充実

■近隣市町村や医師会などの関係機関と連携し、小児救急医療体制の確保を図ります。

《具体的施策》

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
141	在宅当番医制運営事業の実施	休日等の昼間に小児科、産婦人科、内科、外科、歯科等の診療を行う在宅当番医制により、初期救急医療体制の確保を図ります。	医療・年金課
142	小児救急医療事業の実施	医師会などの関係機関と連携し、準夜帯（19時～23時）における病気等の子どもの診療を行う小児救急医療体制の確保を図ります。 ◆数値目標◆ 平均待ち時間：20分 ⇒ 毎年度20分以内	医療・年金課
143	小児救急医療電話相談の情報提供	子どもの夜間の病気やけがなどに対する保護者の不安を軽減するとともに、症状に応じた適切な医療を受けられるように、看護師又は小児科医が助言を行う小児救急医療電話相談（＃8000）を市ホームページや広報紙などで広く周知を図ります。	医療・年金課

第3章 子どもの生きる力を育む環境づくり

(1) 次世代を育む親となるための支援

基本方針

核家族化の進行や地域の人間関係の希薄化等の影響により、自分が家庭を持つまで子育ての様子を身近で見たり、子どもと接することなく親となる人が増えており、このような子どもとのふれあいの不足が子育て不安の一因として指摘されています。

そのため、次代を担う子どもたちに、家庭や学校、地域などにおいて、家庭を持つことや子育ての楽しさ・素晴らしさを教えていくことが必要です。

そこで、人権尊重や男女共同参画の視点を踏まえながら、子育ての大切さを理解できるよう、乳幼児とのふれあい体験などを取り入れた教育・啓発を行います。

また、多くの子どもは、保護者が自分を育ててくれた体験や育った環境を通して、子育てについて学んでいきます。そこで、保護者に対する支援は、次世代を育む親となるための支援という観点も重視して取り組みます。

施策の方向

① 男女がともに関わる子育てなどの推進

■男女がともに協力して子育てに関わることや、子どもを生み、育てることの意義に関する教育や広報啓発に取り組みます。

《具体的施策》

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
144	学校教育における男女共同参画教育の推進	小・中学校において、学習指導要領の趣旨に則り、各教科や道徳、特別活動及び総合的な学習の時間を通して、男女共同参画に関わる教育を推進します。 ◆数値目標◆ 男女共同参画教育推進計画策定校数： 54校／63校 ⇒ 63校／63校	学校教育課
145	男女がともに関わる子育ての啓発等の実施	男女がともに協力して子育てに関わることなどの視点を踏まえながら、各種の子育て教室・子育て講演会などの実施や、社会教育関係団体指導者に対する研修などを実施します。 ◆数値目標◆ 子育て支援講座（パパ・ママ応援セミナー）参加者数： 199人 ⇒ 300人	児童保育課 生涯学習推進課
再掲100	男性の子育て意識向上のための啓発の実施	男性が参加しやすいテーマや時間帯などの工夫により、男性の子育て意識向上のための啓発などを実施します。	全部局

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
再掲 102	職業生活における仕事と子育ての両立への取り組みに向けた広報・啓発の実施	事業主などに対して、仕事と子育ての両立に関わる法律などについて広報や啓発を行うとともに、商工会議所などの経営者団体に協力を呼びかけて、働き方の見直しや育児休業の取得促進など、男女ともに仕事と子育てを両立できる職場環境づくりについての広報・啓発に努めます。	労 政 課

② 子育て体験の充実

■中学生・高校生等が乳幼児とふれあい、子育ての体験ができる機会を設けます。

《具体的施策》

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
146	乳幼児ふれあい体験事業の推進	子育て交流プラザ「くるるん」の場を活用し、中・高生等が乳幼児やその保護者とふれあい、子育ての体験ができる機会を設けます。 ◆数値目標◆ 中・高生子育てボランティア参加者数： 16人 ⇒ 計画期間内延べ100人	子 ども 育 成 課
147	乳幼児との交流受け入れ促進	総合学習の時間などを活用し、職場体験や乳幼児との交流等を実施する場合、可能な限り公立保育所等での受け入れを行います。	健康推進課 児童保育課 学校教育課

(2) 教育環境の充実

基本方針

学校は、子どもが一日の大半を過ごす学びの場であり、家庭と並んで、子どもの健やかな成長にとって重要な役割を担っています。

これからの変化の激しい社会を生きる子どもたちには、確かな学力や豊かな人間性、健康・体力などからなる「生きる力」を幼少期から育むことが大切です。

本市は、平成18年8月に「久留米市教育改革プラン」を策定し、「次代の久留米を担う人間力を身につけた子どもの育成」を目標に、少人数授業の実施をはじめ、スクールカウンセラーの全校配置や校内適応指導教室の開設、耐震化等の教育施設改善の取り組みを進めました。

また、不登校児童対策を最重点課題としてとらえ、「中1ギャップ」の解消のための小・中学校の連携強化等に取り組んでいますが、不登校の原因が複雑・多様化する傾向にあることから、さらなる対策の強化が必要とされています。

このような中、ニーズ調査やグループインタビュー等においては、少人数授業の拡充など、就学後の子どもに対する教育や支援に対する要望があがっており、教育環境全般についての充実が必要とされています。

このため、基礎的な学力の定着を図ることはもとより、ゆとりの中で豊かな人間性などの「生きる力」を身につけることができるよう、新たな学習指導要領を踏まえた教育内容の充実を図るとともに、学校と地域との連携による特色ある学校づくりや不登校児童対策の強化など、教育環境のさらなる充実に努めます。

施策の方向

① 幼児教育の充実

- 幼児教育研究所において、乳幼児保育・教育に関する研究や情報提供、相談対応等を行います。
- 私立幼稚園助成や幼稚園教諭研修への支援等により、幼稚園における教育の充実や幼稚園教諭の資質向上を図ります。
- 幼児教育に関する情報交換や研究等を行うため、幼稚園、保育所、小学校の連携に努めます。
- 「久留米市子どもの読書活動推進計画」等にもとづき、市民、地域、行政が連携して、子どもたちが様々な生活場面で本に接することができるような施設や資料の充実に努めます。

《具体的施策》

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
148	幼児教育の研究・啓発	幼児教育研究所において乳幼児保育・教育に関する研究や広報啓発、情報提供、相談対応等を行います。 ◆数値目標◆ 作成回数：8回 ⇒ 10回 幼児教育研究所の認知度（知らないの割合）： 52%（20年度）⇒ 40%以下	幼児教育研究所
149	私立幼稚園への助成	幼児教育の振興充実や幼稚園教諭の資質向上を図るため、私立幼稚園に対して運営費や研修費等の助成を行います。	子ども育成課
150	幼稚園研修の支援	幼児教育や人権教育など幼稚園教諭の資質向上を図るために実施される研修の支援を行います。 ◆数値目標◆ 幼稚園教諭研修会参加者数：92人 ⇒ 150人	幼児教育研究所
151	幼保小連携体制の充実	幼児教育と学校教育との連携強化を図るため、保育所、幼稚園、小学校関係者の合同研修を行います。 ◆数値目標◆ 幼保小合同研究会参加者数：330人 ⇒ 350人	幼児教育研究所
152	子どもの読書環境の整備	市立図書館・学校図書館など読書関連施設を充実し、連携して子どもの読書環境の整備を図ります。 ◆数値目標◆ 市立図書館児童図書冊数：201,608冊 ⇒ 230,000冊	中央図書館

② 学校教育の充実

- 基礎学力の確実な定着を図るため、子ども一人ひとりの学力に応じた指導体制の確立や授業内容の充実に努めます。
- 豊かな心を育むための人権教育や男女共同参画教育、福祉教育、道徳教育などの充実や読書環境の整備、英語教育、情報教育などの現代的課題に対応した教育内容の充実に努めます。
- 「総合的な学習の時間」等を活用し、ボランティア等の社会体験や自然体験などの体験型の学習機会の充実に努めます。
- 地域と連携した体験活動や地域の人材との協働による授業の実施など、特色ある学校づくりを推進します。
- 教育センター機能を活かした教員の資質向上、学校施設の整備・安全確保に取り組むとともに、地域学校協議会等を活用し、地域に開かれた信頼される学校づくりに努めます。

● 《具体的施策》 ●

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
153	特色ある学校づくり（21 生き活きスクール事業など）の推進	「総合的な学習の時間」等を活用し、職業体験などの校外での体験活動や、地域の人材を講師（ゲストティーチャー）として招いた授業の実施など、学校と地域の協働による、特色ある学校づくりを推進します。 ◆数値目標◆ 年間地域活用時間数：小・中学校35時間 ⇒ 継続する	学校教育課
154	少人数授業の実施	子どもたちの確かな学力を育むために、小学校低学年及び中学校第1学年に対して、少人数によるきめ細かな指導を行います。	学校教育課
155	小・中学校の学力実態調査を活用した学校改善への支援	学力実態調査を基に指導方法の工夫改善を行うことで、教職員の指導力向上と児童生徒の学力の向上を目指します。	学校教育課
156	情報教育の推進	校内LANの構築など、IT（情報技術）環境の整備を行い、インターネット利用等におけるルールやマナーなども含めた情報活用能力を身につけさせるための情報教育を推進します。	学校教育課 学 務 課
157	国際理解教育の推進	児童生徒の国際理解を深めるため、外国語指導助手（ALT）による外国語教育や国際交流を推進します。 ◆数値目標◆ 小学校高学年（5・6年生）の外国語活動（35時間）実施校数：41校／46校 ⇒ 46校／46校	学校教育課
158	道徳教育の推進	児童生徒の道徳性の育成を図るため、地域との交流や体験活動などを取り入れ、道徳の意味や大切さを気づかせる道徳教育を推進します。	学校教育課
159	人権教育の推進	児童生徒の人権感覚の育成と人権意識の高揚を図るため、教育活動全体を通して人権教育を実施するとともに、教職員に対する人権教育研修を行います。	学校教育課 人 権 ・ 同 和 教 育 室 教 育 セ ン タ ー
160	福祉教育の推進	他者への思いやりの心を育むため、高齢者や障害者等との交流やボランティアなどの体験活動を取り入れた福祉教育を推進します。 ◆数値目標◆ 小・中学校におけるボランティア活動（清掃活動など）実施校数：57校／63校 ⇒ 63校／63校	地域福祉課 学校教育課
161	環境教育の推進	資源や環境を大切にする意識の高揚を図るため、環境教育を実施します。 ◆数値目標◆ 学校版環境ISO実施校数：53校／63校 ⇒ 63校／63校	環 境 部 学校教育課
162	人権のまちづくり推進協議会への支援を通じた人権教育・啓発の推進	市内の全中学校区に設置している「人権のまちづくり推進協議会」への支援を通して、地域主体の人権教育・啓発の推進を図ります。	人 権 ・ 同 和 対 策 室 人 権 ・ 同 和 教 育 室

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
再掲 144	学校教育における男女共同参画教育の推進	小・中学校において、学習指導要領の趣旨に則り、各教科や道徳、特別活動及び総合的な学習の時間を通して、男女共同参画に関わる教育を推進します。	学校教育課
再掲 152	子どもの読書環境の整備	市立図書館・学校図書館など読書関連施設を充実し、連携して子どもの読書環境の整備を図ります。	中央図書館
163	生徒活動への支援	生徒会活動や部活動等の生徒活動の推進を図るため、活動経費等の助成を行います。	学校教育課
164	部活動（運動部）の支援	部活動の指導者不足に対応するため、外部指導者の支援充実を行います。	学校教育課
165	地域学校協議会（学校評議員制度を含む）の活用	学校経営について外部の視点から助言等を行う従来の学校評議員制度から地域学校協議会への移行を推進しながら、地域に開かれた学校づくりを進めます。 ◆数値目標◆ 地域学校協議会の配置校数：46校／63校 ⇒ 63校／63校	学校教育課
166	教育センター機能を活かした教職員研修などの実施	教育センター機能を活用し、教職員の資質及び専門性の向上を図るための各種研修を行います。また、教職員による自主的な研修活動への支援を行います。	学校教育課 教 育 セ ン タ ー
167	学校施設の整備充実	児童生徒の安全かつ適切な教育環境を確保し、多様な新しい学習活動や地域における学習拠点としてふさわしい環境の整備充実を図るため、耐震化を踏まえた学校施設の計画的な改築・改修に努めます。 ◆数値目標◆ 小・中学校耐震化率：56.3% ⇒ 100%	施設整備課

③ 不登校などに関する相談・支援の充実

■学校や関係機関等と連携し、不登校やひきこもりなどに関する相談や指導・支援の充実を図ります。

《具体的施策》

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
168	ひきこもり等に対する対策の推進	様々な要因で自宅にひきこもり、学校・社会と関わることでできない子どもたちをサポートするために、訪問指導などを通じた復帰支援を行います。また、専門機関や関係団体などからなるネットワークの構築を図ります。	青 少 年 育 成 課
169	不登校児童対策事業（適応指導教室「らるご久留米」）の実施	適応指導教室「らるご久留米」において、不登校の児童生徒に対し、カウンセリング、教科指導、体験学習などを通して、子どもたちの自信回復や自立を図り、学校復帰を目指します。 ◆数値目標◆ らるご久留米への通級率：68% ⇒ 85%以上	青 少 年 育 成 課
170	生徒指導サポーターの活用	小学校において生徒指導サポーターを配置し、不登校や不登校傾向の解消などに努めます。	学校教育課

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
171	教育相談の実施	児童生徒の様々な問題について、保護者や教職員からの相談に対応します。	教 育 セ ン タ ー
再掲 136	心の教育の推進（小学校や特別支援学校）	臨床心理に関して専門的な知識及び経験を持つスクールカウンセラーを小学校・特別支援学校に配置することにより、生徒指導上の諸問題の解決やLD、ADHDなどの教育上特別の支援を必要とする児童への支援や保護者の不安の解消、医療機関との連携などの充実を図ります。	学校教育課
再掲 137	心の教育の推進（中学校）	臨床心理の専門的な知識及び経験を持つスクールカウンセラーによる専門的な立場からのアドバイスや教師や保護者の相談、スクールソーシャルワーカーの活用による関係機関との連携強化により、様々な悩みを抱える生徒が相談できる環境を整え、健全な心の育成を図ります。また、校内適応指導教室助手を配置することにより、不登校生徒などに対する支援を行います。	学校教育課
再掲 138	心の教育推進事業の実施（市立高校）	臨床心理に関して専門的な知識及び経験を持つスクールカウンセラーを市立高校に配置することにより、様々な悩みを抱える生徒や保護者が相談できる環境を整え、健全な心の育成を図ります。	学校教育課
再掲 140	ヤングテレホン相談の実施	青少年の悩みや、保護者からの子どもの非行や問題行動等に関する電話相談に対応します。	青 少 年 育 成 課



(3) 子どもの育ちを育む施策の充実

基本方針

本市では、完全学校週5日制の導入以降、地域との連携等により、児童生徒が地域の中で遊び、学べる場や機会づくりを推進してきました。

ニーズ調査結果によると、小学生の保護者の過半数は、小・中学生等がさまざまな体験ができる場・機会があると評価しており、久留米市少年の翼やわくわく遊友体験塾、校区チャレンジ子ども土曜塾等の各種事業についても利用者の9割以上が満足するなど、利用者からは一定の評価を得ていると思われます。

しかしながら、これらの事業の利用率は必ずしも高くない状況にあるため、子どもや保護者のニーズを踏まえた事業のあり方を検討するなど、子どもの居場所づくりや地域での体験活動のさらなる充実を図ります。

また、いじめ・非行などの問題行動の予防や対応、有害環境浄化対策に加え、昨今、社会問題化しているひきこもり等の自立に困難を抱える子どもに対する支援についても、関係機関のネットワーク構築等により、支援の強化に努めます。

施策の方向

① 子どもの居場所づくりの推進

■放課後や週末等に子どもが自由に集い、安全に過ごすことができる居場所づくりを推進します。

《具体的施策》

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
172	青少年学校外活動支援事業（校区チャレンジ子ども土曜塾）の実施	各校区等で行う完全学校週5日制に対応する子ども向け事業の実施に際し、校区等で組織する運営委員会に支援を行うことで、地域社会での子どもの土曜日の居場所や受け皿づくり、学習意欲や学力の向上、さらに生活体験・社会体験等の機会の充実を図り、子どもの生きる力を育むとともに、地域の教育力の向上を図ります。 ◆数値目標◆ 土曜塾に参加する子どもの数：29,123人 ⇒ 32,000人 実施カ所数：39校区／46校区 ⇒ 46校区／46校区	生涯学習推進課
173	地域子ども育成事業の推進	地域の関係団体・住民などにより、「アンビシャス広場」等の地域における子どもの居場所づくりが進められており、その活動を支援します。	学務課
174	地域の遊び場の整備	子育て支援基金を活用し、社会福祉協議会が行う地域の子どもの遊び場（ちびっ子広場）整備事業に対し、助成を行います。また、子どもたちが望む遊び場の整備に向けた研究を進めます。	子ども育成課

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
175	石橋記念くるめっ子館、児童センター事業の推進	石橋記念くるめっ子館において、土・日曜日を中心とした体験・交流活動の実施や、自由に利用できるサロンの開放などを行います。また、児童センターでは、各種クラブ活動や行事を行い、子どもに適切な遊びと学びの場を提供します。 ◆数値目標◆ 児童センター来館者数：24,841人 ⇒ 25,000人	子ども学務課
176	社会教育施設・文化施設、社会体育施設などの活用	子どもの居場所等として、図書館やえーるピア久留米、隣保館・教育集会所、石橋文化センター、くるめウス、鳥類センター、コミュニティセンター、体育館等の活用を促進します。	文化観光部 教育部など
177	学校施設の開放	学校施設を地域住民のスポーツ・レクリエーション活動の場として開放します。	体育スポーツ課
178	スポーツ施設の充実	市民の生涯スポーツの普及振興を図るため、スポーツ施設の整備を行います。	体育スポーツ課
179	わんぱく活動推進事業の実施	子どもたちの屋外遊びの環境を提供し、遊びを通して生きる力の基本を身につけられるように、屋外冒険遊び場（プレーパーク）の実施やプレーリーダーの養成・派遣などを行います。 ◆数値目標◆ プレーリーダー登録者数：16人 ⇒ 延べ30人	子ども学務課

② 多様な体験活動の充実

■豊かな自然環境などの資源を活用した各種体験活動の推進を図ります。

■子どもの体験活動を指導するボランティア等の人材育成に努めます。

《具体的施策》

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
180	総合型地域スポーツクラブの育成	「多種目・多目標・多世代」「スポーツ事業の展開」「自主運営」を基本とする住民主導型スポーツ振興システムとして期待されている「総合型地域スポーツクラブ」の育成に取り組みます。	体育スポーツ課
181	青少年体験事業（よか余暇たのしか塾など）の実施	異年齢交流や親子のふれあいなどを目的とした、体験型の事業をえーるピア久留米等を拠点として実施します。	生涯学習推進課
182	通学合宿（わくわく遊友体験塾など）の実施	自炊などの自活体験や自然体験などが経験できる通学合宿を実施する子ども会連合会などの支援を行います。 ◆数値目標◆ 事業参加者の地域行事への参加意欲度： 79.6% ⇒ 80%以上	生涯学習推進課
183	少年の翼事業の実施	子どもたちが集い、団体生活の楽しさや協力することの大切さ、友情などを学ぶとともに、訪問先の子どもたちとの交流を行うなどの体験・交流型の事業を実施する少年の翼実行委員会の支援を行います。	生涯学習推進課

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
184	様々な体験活動の実施	各行政目的に応じた子ども向けの農業体験や自然体験、国際交流事業などの体験活動を実施します。	全 部 局
185	体験活動などに関する情報提供	各種体験活動の情報を収集し、子ども向け情報誌により情報を提供します。また、市ホームページでも子どもを対象としたイベント情報を提供します。	子 ども 育 成 課 生 涯 学 習 推 進 課
186	指導ボランティアの育成	生涯学習活動の一環として、子どもの各種体験活動の指導者であるボランティアの育成を図ります。	生 涯 学 習 推 進 課
187	体育指導委員の育成支援	地域でスポーツイベント等を企画運営する体育指導委員の資質の向上を図るため、体育指導委員連絡協議会に対し助成を行います。	体 育 ス ポ ー ツ 課
188	社会教育関係団体への支援	子ども会等の子どもに関する社会教育関係団体に対し、活動費助成や指導者研修等を行います。	生 涯 学 習 推 進 課
189	スポーツ関連団体への支援	各種スポーツ大会・教室の開催や指導者の養成などを行っている体育協会への支援や、様々な子ども向けのスポーツ活動を行っているスポーツ少年団などに対し助成を行います。	体 育 ス ポ ー ツ 課
再掲 172	青少年学校外活動支援事業（校区チャレンジ子ども土曜塾）の実施	各校区等で行う完全学校週5日制に対応する子ども向け事業の実施に際し、校区等で組織する運営委員会に支援を行うことで、地域社会での子どもの土曜日の居場所や受け皿づくり、学習意欲や学力の向上、さらに生活体験・社会体験等の機会の充実を図り、子どもの生きる力を育むとともに、地域の教育力の向上を図ります。	生 涯 学 習 推 進 課
再掲 175	石橋記念くるめっ子館、児童センター事業の推進	石橋記念くるめっ子館において、土・日曜日を中心とした体験・交流活動の実施や、自由に利用できるサロンの開放などを行います。また、児童センターでは、各種クラブ活動や行事を行い、子どもに適切な遊びと学びの場を提供します。	子 ども 育 成 課 学 務 課

③ いじめ・非行等に対する対策の充実

- いじめや非行、ひきこもり等に関する相談・支援体制の充実を図ります。
- 家庭、学校、地域、関係機関等と連携し、いじめや非行、ひきこもり等のさまざまな問題行動に対応するネットワークの充実・強化を図ります。
- 地域や警察等の関係機関と連携し、子どもを取り巻く有害環境浄化対策の推進を図ります。

《具体的施策》

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
190	青少年育成に関する啓発	青少年育成市民会議・校区青少年育成協議会等の関係団体との連携のもと、青少年健全育成に関する講演会やシンポジウムなどを開催します。	青 少 年 育 成 課
191	青少年育成関係団体への支援	青少年育成市民会議や各校区の青少年育成関連団体などに対し、活動費等の助成を行います。	青 少 年 育 成 課

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
192	街頭巡回指導の実施	問題行動などを未然に防ぎ青少年の健全な育成を推進するため、専任指導員などによる定期的な巡回指導や、地域における少年育成指導員による巡回指導などを実施します。	青 少 年 育 成 課
193	環境浄化活動の実施	関係団体との連携のもと、有害図書や看板など、青少年にとって好ましくない社会環境の浄化に取り組みます。	青 少 年 育 成 課
194	青少年育成ネットワークの強化	青少年育成市民会議をはじめ、各校区の青少年育成関連団体や民生委員・児童委員、主任児童委員、PTAなど、非行防止や青少年育成に関係する団体とのネットワークの充実・強化を図ります。	青 少 年 育 成 課
195	シンナー等薬物乱用防止対策の推進	青少年非行の中で最重要課題となっているシンナー等の薬物乱用を撲滅するため、関係機関・団体等が一体となったシンナー等薬物乱用防止対策本部を中心に総合的な防止対策の推進に努めます。	青 少 年 育 成 課
196	問題を抱える少年の立ち直り支援事業の実施	非行等の問題を抱える子どもにボランティア活動等の社会体験や、職業体験などを経験させ、立ち直るための支援を行います。	青 少 年 育 成 課
再掲 136	心の教育の推進（小学校や特別支援学校）	臨床心理に関して専門的な知識及び経験を持つスクールカウンセラーを小学校・特別支援学校に配置することにより、生徒指導上の諸問題の解決やLD、ADHDなどの教育上特別の支援を必要とする児童への支援や保護者の不安の解消、医療機関との連携などの充実を図ります。	学校教育課
再掲 137	心の教育の推進（中学校）	臨床心理の専門的な知識及び経験を持つスクールカウンセラーによる専門的な立場からのアドバイスや教師や保護者の相談、スクールソーシャルワーカーの活用による関係機関との連携強化により、様々な悩みを抱える生徒が相談できる環境を整え、健全な心の育成を図ります。また、校内適応指導教室助手を配置することにより、不登校生徒などに対する支援を行います。	学校教育課
再掲 138	心の教育推進事業の実施（市立高校）	臨床心理に関して専門的な知識及び経験を持つスクールカウンセラーを市立高校に配置することにより、様々な悩みを抱える生徒や保護者が相談できる環境を整え、健全な心の育成を図ります。	学校教育課
再掲 140	ヤングテレホン相談の実施	青少年の悩みや、保護者からの子どもの非行や問題行動等に関する電話相談に対応します。	青 少 年 育 成 課
再掲 171	教育相談の実施	児童生徒の様々な問題について、保護者や教職員からの相談に対応します。	教 育 セ ン タ ー

第4章 子育て・子育てにやさしい環境づくり

(1) 子育てに配慮した生活環境の整備

基本方針

子どもが健やかに育ち、保護者が安心して子育てできるまちづくりのためには、快適な住まいや安心して外出できる生活環境の整備も大切です。

本市では、公園・広場や公共施設等を整備する際は、多目的トイレや授乳室、ベビーシート等の子どもや子ども連れに配慮した設備を設置するなど、子育てに配慮した施設づくりに努めてきました。

しかしながら、ニーズ調査結果によると、保護者の生活環境に対する評価は低く、半数の保護者は、子どもや子育て中の保護者にやさしいまちづくりがなされていないと感じており、子育て環境に対する評価が最も低い分野となっています。

このような保護者の評価を踏まえ、今後は、子どもと子育て中の保護者が安全かつ快適に生活できる道路・交通環境や施設等の整備をはじめ、子育て家庭の居住に配慮した住宅の確保など、子どもや子育て家庭を含む、すべての人にやさしいまちづくりの推進に取り組みます。

施策の方向

① 子育てにやさしい住環境の整備

- 子育て家庭にも配慮した市営住宅の整備・改築を計画的に推進します。
- 子どもの遊びと憩いの場となる公園・広場等の整備を推進します。

《具体的施策》

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
197	市営住宅等建替事業の推進	市営住宅の建替にあたっては、子育て世帯や高齢者世帯など多様なニーズに対応した型別提供を図ります。また、住み良い住環境の形成を推進するための集会所や広場、緑化等の整備を図ります。 ◆数値目標◆ 市営住宅ストック総合活用計画による市営住宅建替目標戸数：年間60戸程度	住 宅 課
198	市営住宅リフォーム事業の推進	子育て世帯や高齢者世帯等が安心して居住することができるよう、居住性向上（設備の更新）やバリアフリー化（段差解消・手すり設置など）を推進します。	住 宅 課
199	多子世帯向け住宅の募集	住宅に困っている多子世帯に対し、専用の募集枠を設け、市営住宅の提供を行います。	住 宅 課
200	地域優良賃貸住宅助成事業の実施	子育て世帯や高齢者世帯等の居住の安定確保のため、民間事業者等による良質な賃貸住宅の供給支援を行います。	住宅企画室

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
201	子育て世帯への民間賃貸住宅に関する情報の提供	子育て世帯の入居を受け入れている特定優良賃貸住宅に関する情報を提供します。	住宅企画室
202	公園・広場等の整備	子どもの安全な遊び場を確保する視点に立ち、公園・広場等の整備を進めます。	公園緑化推進課
203	水辺環境の整備	市民の安らぎと憩いの場として、水辺環境の整備を図ります。	河川課

② 安心・安全な道路・交通環境の整備

- 子どもや子ども連れの保護者等が安全に歩行できる歩道等の環境整備に努めます。
- 交通量の多い道路などへの照明設備やガードレール等の交通安全施設の整備を推進します。
- 通学路等における防犯灯設置を促進します。

● 《具体的施策》 ●

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
204	交通安全施設の整備	歩道、防護柵、道路反射鏡、道路標識、区画線（道路上の白線など）などの交通安全施設を整備して交通事故の防止を図り、安全で快適な生活環境の整備を進めます。	道路課
205	安心・快適な歩行空間の整備	すべての人が安心して快適に通行できるよう、歩道の設置や改良等の歩行空間の整備を進めます。	道路課
206	バリアフリー歩行空間ネットワークの整備	バリアフリー歩行空間ネットワーク整備事業10箇年計画に基づく歩行空間のバリアフリー化を目指し、安全で快適な歩行空間のネットワークの形成を図ります。 ◆数値目標◆ 歩行空間整備実施目標路線数：計画期間内9路線	道路課
207	防犯灯設置の促進	子ども達の安全確保や生活環境の向上を図るため、防犯灯の設置を促進します。	道路課

③ 安心・安全に外出できる環境の整備

- 公共施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの視点を踏まえた整備の推進に努めます。
- 公共施設等へのベビーベッドの設置、トイレの整備など、子ども連れの利用に配慮した施設整備に努めるとともに、「赤ちゃんの駅（仮）」の設置促進を図ります。

《具体的施策》

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
208	バリアフリー促進事業	民間施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインを踏まえた整備について、指導助言を行いながら普及に努めます。	建築指導課
209	子ども連れの利用に配慮した施設の整備	親子室や授乳施設、段差の解消、エレベーター、エスカレーター、スロープ、親子トイレ等の設置など、子ども連れの利用に配慮した公共施設等の整備に努めます。	全部局
210	「赤ちゃんの駅（仮）」の設置促進	外出中に授乳やオムツ替えなどで立ち寄ることができる施設「赤ちゃんの駅（仮）」の設置促進を図ります。 ◆数値目標◆ 赤ちゃんの駅（仮）の設置か所数：（未設置）⇒ 30か所	子ども育成課
211	子どもを連れての利用に配慮した施設の情報提供	公共施設等における授乳施設や親子トイレ等に関する情報を、子育て情報誌やホームページ等を通じて提供していきます。	子ども育成課



(2) 子どもの安全確保

基本方針

都市化の進展等による交通事故の増加に加え、昨今、子どもを狙った犯罪が増加しており、子育て家庭における「子どもの安全確保」の問題は非常に重要なものとなっています。

本市では、子どもの安全確保を図るため、子どもを見守るサポーター制度や校区内パトロール隊による巡回活動など、地域を主体とした子どもの見守り活動を促進しています。ニーズ調査結果では、小学生保護者が評価している市の子育て環境の第2位に地域での犯罪・事故防止活動があがっていることから、このような地域での見守り活動が一定評価されていることがわかります。

犯罪・事故防止対策は、今後の施策要望においても経済的支援についてニーズが高くなっていることから、今後も、交通事故や子どもを狙った犯罪から子どもを守るため、子ども自身や保護者に対する交通安全・防犯意識の啓発を図るとともに、地域や警察等の関係機関と協働し、交通安全・防犯対策など、子どもの安全確保対策の充実を図ります。

施策の方向

① 交通安全対策の充実

■学校、警察等の関係機関との連携により、子どもや保護者に対する交通安全教育の充実を図ります。また、運転者に対しても交通安全意識の向上に努めます。

■地域で交通安全指導等を行う人材の育成に努めます。

《具体的施策》

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
212	交通安全教育の推進	警察や交通安全協会等と連携し、児童生徒や保護者に対し、交通安全に関する教育・啓発を行います。また、運転者に対し、交通法令等の遵守や交通マナーの向上などの広報・啓発を行います。さらに、PTA・自治会等による安全登校指導なども行います。 ◆数値目標◆ 交通安全教室への子どもの参加者数：8,816人 ⇒ 12,000人	道 路 課
213	交通安全指導員等の人材育成	地域で交通安全指導を行う交通安全指導員の育成を図ります。	道 路 課
214	チャイルドシートの普及促進	警察や交通安全協会等と連携し、チャイルドシートの正しい使用方法等について啓発を行います。	道 路 課

② 防犯対策の充実

- 学校、警察等の関係機関との連携により、子どもや保護者に対する防犯教育の充実を図ります。
- 地域住民による子どもの見守りや防犯活動の推進を図ります。
- スクールカウンセラーなどを活用し、犯罪などの被害にあった子どもや保護者に対する相談や支援を行います。

《具体的施策》

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
215	防犯教育の推進	学校等において、児童生徒や保護者に対し、不審者への対応などの防犯に関する教育・啓発を行います。	教 育 セ ン タ ー 青 少 年 育 成 課
216	防犯情報ネットワークの実施	子どもが巻き込まれた犯罪や不審者情報等を、学校・幼稚園・認可保育所・学童保育所などにファックスで流すことで、情報の共有化を図り、迅速な対応を行います。	教 育 部 子 ど も 育 成 課 児童保育課
217	防犯啓発講座の開催	市民の防犯意識の高揚を図るため、出前講座による防犯対策に関する講座を開催します。 ◆数値目標◆ 出前講座の開催回数：年間5回 ⇒ 年間9回	生 活 安 全 推 進 室
218	防犯意識の高揚のための啓発	広報くろめに防犯シリーズを掲載し、市民の防犯意識の高揚を図ります。	生 活 安 全 推 進 室
219	子どもの安全等を見守るサポーター制度の活用	地域住民の様々な活動の中で、常日頃から地域の子どもの見守るサポーター制度を活用し、常時、子どもが誰かに見守られているような地域環境づくりに努めます。	青 少 年 育 成 課
220	地域防犯活動の推進	PTAや青少年育成関連団体などと連携し、校区内のパトロール隊による登下校時の巡回などの防犯活動を推進するとともに、その活動の支援を行います。	青 少 年 育 成 課
221	学校における防犯対策の充実	緊急対応マニュアルの充実を図るとともに、それに基づく防犯訓練の実施や、学校の状況に応じた施設面での対応を行います。	施設整備課 学校教育課
222	職員防犯パトロールの実施	安全で安心な久留米市の実現に資するため、職員が業務で市内を移動する際に、「防犯パトロール中」のステッカーを貼った公用車を運転することにより、地域防犯活動を行います。	生 活 安 全 推 進 室
223	青色回転灯パトカー貸与事業の実施	自主防犯パトロールを行う団体に対して、青色回転灯パトカーを貸与することにより、地域防犯活動による犯罪予防効果の向上を狙います。 ◆数値目標◆ 青色回転灯パトカー貸与件数：151件 ⇒ 220件以上	生 活 安 全 推 進 室

施策番号	施策の名称	施策の内容	所管課
再掲 136	心の教育の推進（小学校や特別支援学校）	臨床心理に関して専門的な知識及び経験を持つスクールカウンセラーを小学校・特別支援学校に配置することにより、生徒指導上の諸問題の解決やLD、ADHDなどの教育上特別の支援を必要とする児童への支援や保護者の不安の解消、医療機関との連携などの充実を図ります。	学校教育課
再掲 137	心の教育の推進（中学校）	臨床心理の専門的な知識及び経験を持つスクールカウンセラーによる専門的な立場からのアドバイスや教師や保護者の相談、スクールソーシャルワーカーの活用による関係機関との連携強化により、様々な悩みを抱える生徒が相談できる環境を整え、健全な心の育成を図ります。また、校内適応指導教室助手を配置することにより、不登校生徒などに対する支援を行います。	学校教育課
再掲 138	心の教育推進事業の実施（市立高校）	臨床心理に関して専門的な知識及び経験を持つスクールカウンセラーを市立高校に配置することにより、様々な悩みを抱える生徒や保護者が相談できる環境を整え、健全な心の育成を図ります。	学校教育課



第5章 計画の施策評価指標と施策数値目標一覧

(1) 計画の施策評価指標

本計画では、利用者の視点にたって、計画全体や基本目標・基本施策ごとに、その取り組みの成果を測るための目安となる「施策評価指標」を以下のように設定します。

なお、計画全体の指標である「市民満足度指数」の現状値は、平成21年度に実施した「第32回市民意識調査」における行政施策の満足度を使用しています。満足度指数とは、市民意識調査における施策の満足度を、満足：6点、やや満足：4点、やや不満：2点、不満：0点として、対象者の回答を平均化した数値です。また、基本目標1～4の指標の現状値は、平成20年度に実施した「次世代育成支援に関するニーズ調査」より算出した数値を使用しています。目標値は、平成26年度の目標値です。

分野	指標	現状	目標
計画全体	子育て支援体制の充実 市民満足度指数	2.64	3.50以上
	青少年健全育成 市民満足度指数	2.51	3.00以上
基本目標1 安心して子育てできる環境づくり	(1) 保育サービス等の充実 「保育サービス等が利用しやすい」と評価している保護者の割合	50.4%	65%以上
	(2) 子育て不安の軽減と児童虐待防止対策の推進 「子育てについて気軽に相談できる人・相談窓口がある」と評価している保護者の割合	48.4%	60%以上
	(3) 地域での交流の場づくりや子育てを支える活動の促進 「ボランティアや地域住民等の子育て支援が活発である」と評価している保護者の割合	44.0%	60%以上
	(4) きめ細かな配慮を必要とする子育て家庭への支援 「ひとり親家庭や障害児家庭等への支援がある」と評価している保護者の割合	28.4%	40%以上
	(5) 子育てと仕事の両立の推進 「子育てと仕事の両立支援に取り組んでいる」と評価している保護者の割合	14.4%	40%以上
	(6) 子育てに関わる経済的負担の軽減 「子育ての経済的負担軽減の取り組みがある」と評価している保護者の割合	22.3%	50%以上
基本目標2 子どもが健やかに育つ環境づくり	(1) 親子の健康づくり支援 「母親・乳幼児の健康づくりに対する支援がある」と評価している保護者の割合	51.5%	65%以上
	(2) 思春期の健康づくり支援 「思春期の健康づくりに対する支援がある」と評価している保護者の割合	10.4%	40%以上
	(3) 小児医療の充実 「小児医療の体制が充実している」と評価している保護者の割合	71.0%	75%以上

分 野	指 標	現 状	目 標
基本 目標 3 子どもの力 を育む環 境づくり	(1) 次世代を育む親となるための支援 「次代の親となるための教育がなされている」 と評価している保護者の割合	29.6%	50%以上
	(2) 教育環境の充実 「幼稚園、小・中学校等の教育環境が充実している」 と評価している保護者の割合	53.0%	65%以上
	(3) 子どもの育ちを育む施策の充実 「小・中学生等がさまざまな体験ができる場・機会がある」 と評価している保護者の割合	54.4%	65%以上
基本 目標 4 子育て・子 育ちにや さしい環 境づくり	(1) 子育てに配慮した生活環境の整備 「子どもや保護者にやさしいまちづくりがなされている」 と評価している保護者の割合	25.5%	40%以上
	(2) 子どもの安全確保 「地域で子どもを犯罪や事故等から守る取り組みがある」 と評価している保護者の割合	53.2%	65%以上



(2) 計画の施策数値目標一覧

第2部基本計画第1～4章の具体的施策において、数値目標を設定した施策は以下のとおりです（再掲）。なお、本計画に掲げている数値目標については、今後事業の見直しなども想定されますので、これについては、毎年の進行管理の中で、弾力的に見直すこととします。

◆数値目標等については、特に明示がない限り、「現状（平成21年度）」⇒「目標（平成26年度）」を表す。

分野	施策番号	施策の名称	数値目標
基本 目標 1 安心して 子育てで できる環境 づくり	1	通常保育事業の充実	受入可能数：7,180人／日 ⇒ 7,450人／日
	2	延長保育事業の充実	受入可能数：2,818人／日 ⇒ 3,400人／日 実施か所数：51か所 ⇒ 57か所
	3	夜間保育事業の推進	受入可能数：（未実施） ⇒ 30人／日以上 実施か所数：（未実施） ⇒ 1か所以上
	4	休日保育事業の充実	受入可能数：50人／日 ⇒ 60人／日 実施か所数：3か所 ⇒ 4か所
	6	放課後児童健全育成事業（学童保育所事業）の充実	受入可能数：3,140人／日 ⇒ 3,580人／日 放課後児童クラブ数：50か所 ⇒ 59か所
	7	第三者評価制度の充実	公立保育所での第三者評価実施か所数： 2か所 ⇒ 10か所
	8	保育士（認可保育所）研修の実施	保育士研修参加人数： 3,145人 ⇒ 計画期間内延べ16,000人
	11	園児と地域住民との交流の促進	実施か所数：29か所 ⇒ 35か所
	13	病児・病後児保育事業の充実	受入可能数：10人／日 ⇒ 15人／日 実施か所数：2か所 ⇒ 3か所
	14	子どもの一時預かり事業の充実	受入可能数：130人／日 ⇒ 213人／日 実施か所数：26か所 ⇒ 26か所以上
	16	子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）の実施	受入可能数：5人／日 ⇒ 継続する 実施か所数：1か所 ⇒ 継続する 利用件数：0件 ⇒ 10件
	17	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）の実施	受入可能数：10人／日 ⇒ 継続する 実施か所数：2か所 ⇒ 継続する 利用件数：2件 ⇒ 10件
	18	ファミリー・サポート・センター事業の充実	会員数：805人 ⇒ 1,200人 活動件数：2,496件 ⇒ 3,000件
	19	エンゼル支援訪問事業（エンゼル応援隊・訪問支援）の充実	エンゼル応援隊年間延べ派遣回数：636回 ⇒ 820回
	21	地域子育て支援センター事業の充実	地域子育て支援センターサロンの利用者数： 38,388人 ⇒ 40,000人 実施か所数：8か所 ⇒ 9か所
	22	こんにちは赤ちゃん事業の実施	訪問率：98% ⇒ 100%
	23	保育所の地域開放の促進	年間延べ参加者数(公立)：2,514人 ⇒ 4,022人 実施か所数：42か所 ⇒ 51か所
	24	子育て支援全般の情報提供の充実	主な子育て支援サービスの認知度（知らないの割合）： ・ファミリー・サポート・センター事業： 39.5%（20年度） ⇒ 30%以下 ・エンゼル支援訪問事業： 31.7%（20年度） ⇒ 20%以下 ・地域子育て支援センター事業： 19.3%（20年度） ⇒ 15%以下

分野	施策 番号	施策の名称	数値目標
基本 目標 1 安心して 子育てで できる環境 づくり	26	子育て関連情報誌の発行	「くるめ 子育て便利マップ」の配布数： 9,000冊 ⇒ 12,000冊
	28	子育てフォーラムの開催	延べ参加者数：2,144人 ⇒ 2,300人
	35	ブックスタート事業の実施	ブックスタート事業への参加率：51.5% ⇒ 58%以上
	38	児童虐待防止に関する啓発	通告義務の認知度：－% ⇒ 50%以上 通告窓口の認知度：－% ⇒ 50%以上
	45	つどいの広場事業の推進	子育て交流プラザ「くるるん」利用者数： 48,959人 ⇒ 54,000人 信愛つどいの広場利用者数：3,980人 ⇒ 6,300人 実施か所数：2か所 ⇒ 8か所
	46	子育てサークルの育成・支援	子育てサークル登録団体数：86団体 ⇒ 100団体
	51	地域子育て支援組織（すくすく 子育て委員会等）の充実	校区サロン利用者数：12,194人 ⇒ 13,000人 組織数：29か所 ⇒ 31か所
	52	子育て支援ボランティアの育 成・支援	子育てパートナー登録者数： 81人 ⇒ 計画期間内延べ200人
	56	母子家庭への就労支援	就業・自立支援センターにおける就職率： 87.7% ⇒ 90%以上
	57	高等技能訓練促進費事業の実施	受給者の就職率：83% ⇒ 90%以上
	59	母子自立支援プログラム策定事 業	プログラム策定対象者の就職率：37.5% ⇒ 90%以上
	66	ファミリー・サポート・センター 利用料助成事業	助成利用者数：2人 ⇒ 20人
	69	発達支援事業の充実	相談者数（専門相談）：500人 ⇒ 800人 訓練利用者数：4,444人 ⇒ 5,800人
	72	就学相談の充実	全児童生徒における就学相談会への参加率： 3% ⇒ 3%以上
	78	障害児教育進路指導事業の実施	卒業後一般就労した生徒の割合：0% ⇒ 20%以上
	80	発達障害についての情報提供と 啓発	発達障害の認知度（市民意識調査）： 44.9% ⇒ 50%以上
	100	男性の子育て意識向上のための 啓発の実施	父親・母親が同じくらい子どもの世話をやっている割 合：10.6%（20年度）⇒ 30%以上
	101	仕事と家庭の両立支援モデル事 業所の表彰	仕事と家庭の両立支援モデル事業所の表彰事業所数： 14か所 ⇒ 23か所
	102	職業生活における仕事と子育て の両立への取り組みに向けた広 報・啓発の実施	育児休業制度導入事業所率 （市内の10人以上の常用労働者雇用事業所）： 67.2%（19年度）⇒ 75%以上
基本 目標 2 子どもが 健やかに 育つ環境 づくり	111	妊婦健康診査の実施	妊婦健康診査の受診率：98.2% ⇒ 100%
	113	新生児やハイリスク者に対する 訪問指導の実施	新生児訪問率：83.1% ⇒ 100%
	120	乳幼児健康診査の実施	乳幼児健診の受診率：4か月児93.0%・10か月児92.2%・ 1歳6か月児90.5%・3歳児84.6% ⇒ 100%
	121	乳幼児歯科保健事業の推進	虫歯のない幼児（3歳）の割合：74.5% ⇒ 80%以上

分野	施策番号	施策の名称	数値目標
基本目標2 子どもが健やかに育つ環境づくり	126	乳幼児の食育の推進	朝食で野菜を摂取する児童の割合： 55%（16年度）⇒ 65%以上 朝食を食べる児童の割合： 90%（16年度）⇒ 95%以上
	131	食育プログラムの研究推進・食育啓発の促進	朝食をほぼ毎日食べる小・中学生の割合： 85%（18年度）⇒ 95%以上
	142	小児救急医療事業の実施	平均待ち時間：20分 ⇒ 毎年度20分以内
基本目標3 子どもの生きる力を育む環境づくり	144	学校教育における男女共同参画教育の推進	男女共同参画教育推進計画策定校数： 54校／63校 ⇒ 63校／63校
	145	男女がともに関わる子育ての啓発等の実施	子育て支援講座（パパ・ママ応援セミナー）参加者数： 199人 ⇒ 300人
	146	乳幼児ふれあい体験事業の推進	中・高生子育てボランティア参加者数： 16人 ⇒ 計画期間内延べ100人
	148	幼児教育の研究・啓発	作成回数：8回 ⇒ 10回 幼児教育研究所の認知度（知らないの割合）： 52%（20年度）⇒ 40%以下
	150	幼稚園研修の支援	幼稚園教諭研修会参加者数：92人 ⇒ 150人
	151	幼保小連携体制の充実	幼保小合同研究会参加者数：330人 ⇒ 350人
	152	子どもの読書環境の整備	市立図書館児童図書冊数：201,608冊 ⇒ 230,000冊
	153	特色ある学校づくり（21生き活きスクール事業など）の推進	年間地域活用時間数：小・中学校35時間 ⇒ 継続する
	157	国際理解教育の推進	小学校高学年（5・6年生）の外国語活動（35時間） 実施校数：41校／46校 ⇒ 46校／46校
	160	福祉教育の推進	小・中学校におけるボランティア活動（清掃活動など） 実施校数：57校／63校 ⇒ 63校／63校
	161	環境教育の推進	学校版環境ISO実施校数：53校／63校 ⇒ 63校／63校
	165	地域学校協議会（学校評議員制度を含む）の活用	地域学校協議会の配置校数： 46校／63校 ⇒ 63校／63校
	167	学校施設の整備充実	小・中学校耐震化率：56.3% ⇒ 100%
	169	不登校児童対策事業（適応指導教室「らるご久留米」）の実施	らるご久留米への通級率：68% ⇒ 85%以上
	172	青少年学校外活動支援事業（校区チャレンジ子ども土曜塾）の実施	土曜塾に参加する子どもの数：29,123人 ⇒ 32,000人 実施カ所数：39校区／46校区 ⇒ 46校区／46校区
	175	石橋記念くるめっ子館、児童センター事業の推進	児童センター来館者数：24,841人 ⇒ 25,000人
	179	わんぱく活動推進事業の実施	プレーリーダー登録者数：16人 ⇒ 延べ30人
	182	通学合宿（わくわく遊友体験塾など）の実施	事業参加者の地域行事への参加意欲度： 79.6% ⇒ 80%以上

分野	施策番号	施策の名称	数値目標
基本 目標 4 子育て・ 子育てに やさしい 環境づく り	197	市営住宅等建替事業の推進	市営住宅ストック総合活用計画による市営住宅建替目標 戸数：年間60戸程度
	206	バリアフリー歩行空間ネット ワークの整備	歩行空間整備実施目標路線数：計画期間内9路線
	210	「赤ちゃんの駅（仮）」の設置促 進	赤ちゃんの駅（仮）の設置カ所数： （未設置）⇒30カ所
	212	交通安全教育の推進	交通安全教室への子どもの参加者数： 8,816人⇒12,000人
	217	防犯啓発講座の開催	出前講座の開催回数：年間5回⇒年間9回
	223	青色回転灯パトカー貸与事業の 実施	青色回転灯パトカー貸与件数：151件⇒220件以上

